

災害時における食物アレルギー疾患を
有する避難者への対応に関する調査
-避難所における対応を中心として-

結果報告書

令和5年6月

中国四国管区行政評価局

前 書 き

近年、中国地方では、毎年のように大雨などの自然災害により、大きな被害が発生している。平成 30 年 7 月豪雨災害では、甚大な被害が発生しており、行政相談委員と当局が連携して特別行政相談所を開設し、被災した方々からの相談に対応した。

現在、国民の約 2 人に 1 人が何らかのアレルギー疾患を有するといわれており、このうち食物アレルギー疾患（注）の有病率は、乳幼児が 5～10%、学童期以降が 1～3%と考えられ、こどもの患者が多いものの、成人での発症も認められている。

内閣府は、東日本大震災での避難所運営等に関する課題を踏まえ、平成 25 年 6 月に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）を改正し、市町村等に対し、避難所における良好な生活環境の確保等に努めることを求めるとともに、その取組の参考となるよう「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年 8 月内閣府）を策定している。

同指針において、アレルギー等の慢性疾患を有する者は、要介護高齢者、障害児者等とともに、災害が発生した時に、特に配慮や支援が必要となる要配慮者である旨を定めるとともに、市町村等は、食物アレルギー疾患を有する者にも配慮した備蓄をすること、避難所で提供する食事の原材料表示をすることなどとされている。

また、厚生労働省は、アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号）に基づき「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」（平成 29 年 3 月 21 日付け厚生労働省告示第 76 号）を策定し、災害時の対応として、国及び地方公共団体は、関係団体等と協力し、アレルギー疾患を有する者、その家族及び関係者並びに医療従事者向けの相談窓口の設置を速やかに行うこと等としている。

しかし、平成 30 年 7 月豪雨災害において、大規模な被害が発生した岡山県及び広島県では、誤食の不安があるとして避難所に避難しなかった食物アレルギー疾患を有する者やその家族がみられたほか、市町村におけるアレルギー対応食品等の備蓄が不足するなど、これらの方々に配慮した避難所における生活環境等が十分に整備されていない状況がみられた。

この調査は、市町村における、食物アレルギー疾患を有する者への備えや避難所における食物アレルギー疾患を有する避難者への対応方針等を把握し、市町村の取組事例を収集すること等により、避難所における食物アレルギー疾患を有する者への配慮が進むよう、実施したものである。

（注） 食物アレルギー疾患は、鶏卵、牛乳、小麦など抗原食物の摂取等により、皮膚症状、呼吸器症状及び消化器症状等を引き起こし、時にアナフィラキシーと呼ばれる複数臓器に及ぶ全身性の重篤な過敏反応を起こすとされている。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査の結果	2
1 制度概要等	2
(1) 食物アレルギーとは	2
(2) 災害時における食物アレルギー疾患を有する避難者等への対応	3
ア 災害対策基本法に基づく対応	3
(ア) 防災基本計画における対応	3
(イ) 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針における対応	3
イ アレルギー疾患対策基本法に基づく対応	6
2 食物アレルギー疾患を有する者への配慮に係る地方公共団体における取組状況	7
(1) 食物アレルギー対応食品及びアレルギー対応ミルクの確保状況	7
(2) 地方公共団体における個別の取組状況	9
事例1 広島県三原市の取組	9
事例2 鳥取県の取組	22
事例3 鳥取県鳥取市の取組	24
事例4 鳥取県倉吉市の取組	27
事例5 島根県益田市の取組	28
事例6 島根県江津市の取組	29
事例7 岡山県総社市の取組	33
第3 まとめ	35
参考	
平成30年7月豪雨災害における行政相談委員及び当局の連携による特別行政相談所の開設状況	39
食物アレルギー疾患を有する者及びその家族に対する災害時の支援に関する意識調査結果	41

第1 調査の目的等

1 目的

本調査は、市町村における、食物アレルギー疾患を有する者への備えや避難所における食物アレルギー疾患を有する避難者への対応方針等を把握し、市町村の取組事例を収集すること等により、避難所における食物アレルギー疾患を有する者への配慮が進むよう、実施したものである。

2 関連調査対象機関

5 県

(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

15 市町

(鳥取市、倉吉市、湯梨浜町、益田市、江津市、雲南市、岡山市、倉敷市、総社市、呉市、三原市、熊野町、岩国市、光市、美祢市)

7 関係団体・事業者等

3 担当部局

中国四国管区行政評価局

4 実施時期

令和4年4月～5年6月

第2 調査の結果

1 制度概要等

(1) 食物アレルギーとは

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針(平成29年3月21日厚生労働省告示第76号。以下「基本指針」という。)では、「国民の約2人に1人が何らかのアレルギー疾患を有する」とされている。また、基本指針を踏まえ整備され、一般社団法人日本アレルギー学会が運営する「アレルギーポータル」によれば、食物アレルギーの有病率は、乳幼児が5~10%、学童期以降が1~3%と考えられている。

食物アレルギーは、摂取した食物が原因となり、生体の免疫システムに異常が発生し、じん麻疹、湿疹、下痢、咳等の症状が起こるものであり、血圧低下、失神を伴うアナフィラキシーショックを引き起こすこともあるとされている。

食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高い食品は「特定原材料」とされ、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)において、これらを含む加工食品については、当該特定原材料を含む旨を表示しなければならないとされている。

また、症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないものは「特定原材料に準ずるもの」とされ、「食品表示基準について」(平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知)の「別添 アレルゲンを含む食品に関する表示」において、これらを含む加工食品については、当該食品を原材料として含む旨を可能な限り表示するよう努めることとされている。

「特定原材料」及び「特定原材料に準ずるもの」は、表1-(1)のとおり、「特定原材料」は、えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)の8品目、「特定原材料に準ずるもの」は、アーモンド、あわび、いか等の20品目、計28品目となっている。

なお、「くるみ」は、近年、アレルギー症例数が増加していることなどから、令和5年3月9日、食品表示基準の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第15号)により、「特定原材料に準ずるもの」から「特定原材料」に移行している(注)。

(注) 令和7年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品(業務用加工食品を除く。)及び同日までに販売される業務用加工食品の表示については、改正後の食品表示基準別表第14の規定にかかわらず、なお従前の例によることができるとされている。

表1-(1) 特定原材料及び特定原材料に準ずるもの(令和5年3月9日現在)

区分	品目数	品目
特定原材料	8品目	えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)
特定原材料に準ずるもの	20品目	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン
計	28品目	—

(注) 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)及び「食品表示基準について」(平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知)から引用

また、上記のとおり、食物アレルギー疾患の有病率は、特に乳幼児において高い中、新生児、乳児の中には、主に粉ミルクに含まれる牛乳のたんぱく質の影響により、粉ミルクを飲んだ場合、嘔吐や下痢などといったアレルギー症状が出ることもあるとされている。このようなアレルギーがある新生児、乳児には、アレルギー対応ミルクを医師の指示で用いることとなる。

アレルギー対応ミルクは、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づき、消費者庁の許可を受けた特別用途食品（乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用などの特別の用途に適する食品）であり、令和 5 年 1 月 27 日現在、5 種類の製品がアレルギー対応ミルクとして許可を受けている。

(2) 災害時における食物アレルギー疾患を有する避難者等への対応

ア 災害対策基本法に基づく対応

(7) 防災基本計画における対応

防災基本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 34 条に基づき中央防災会議（内閣府に設置）が作成する政府の防災対策に関する基本的な計画であり、我が国において防災上必要と思料される諸施策の基本を、国、地方公共団体、住民等、それぞれの役割を明らかにしながら定めている。また、防災基本計画に基づき、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を作成することとされている。

防災基本計画は、災対法第 34 条第 1 項により、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならないとされている。令和 4 年 6 月の防災基本計画の修正では、表 1-(2)-①のとおり、新たに食物アレルギー疾患に関する事項として、地方公共団体による物資の調達、供給に関し、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めることが盛り込まれた。

表 1-(2)-① 防災基本計画（令和 4 年 6 月中央防災会議）（抜粋）

第 2 編 各災害に共通する対策編
第 2 章 災害応急対策
第 7 節 物資の調達、供給活動
(2) 地方公共団体による物資の調達、供給
(略)
<u>被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u>
(略)

(注) 下線は当局が付した。

(イ) 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針における対応

災対法の改正は、平成 24 年以降、24 年から 28 年は毎年行なわれたほか、30 年及び令和 3 年と 7 回行なわれており、特に、24 年と 25 年の法改正は、東日本大震災の教訓を今後にかし、今後の防災対策を充実・強化するために行われている。

平成 25 年の法改正は、中央防災会議の防災対策推進検討会議最終報告（平成 24 年 7 月 31 日決定）において法制上の措置が必要とされた事項を中心に行われた。本改正において、物資供給事業者等の協力を得るため協定の締結などの必要な措置を講ずることを規定した第 49 条の 3 や避難所における生活環境の整備等を規定した第 86 条の 6 及び避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮を規定した第 86 条の 7 等も新たに追加されている。

内閣府は、平成 25 年 8 月、避難所における被災者の生活環境の整備を求めた災対法第 86 条の 6 及び避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮を求めた同法第 86 条の 7 に基づく取組の参考となるよう、防災対策の第一次的責務を負う市町村に対し、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月内閣府（令和 4 年 4 月改定）。以下「取組指針」という。）を示している。同指針において食物アレルギー疾患を有する者への対応については、表 1-(2)-②のとおり、①連携して避難所についての災害時の対応等を決めておくこと、②食物アレルギーの避難者に配慮した備蓄、③避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表の掲示、④周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等の活用等を求めている。

その中で、備蓄に関しては、食物アレルギー疾患を有する者は、特定のアレルゲンを含むものを食べることができないため、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄することとされている。

また、備蓄品の品目、所在及び配布方法について、事前に市町村のホームページや広報等で公開することが望ましいとされており、この点、食物アレルギー疾患を有する者にとっては、備蓄品の品目だけではなく、それらが食物アレルギーに対応したものであるか、どのような原材料が含まれているかといったことは、避難所での生活を想定するに当たり参考になる情報と考えられる。

表 1-(2)-② 取組指針（抜粋）

第 1 平時における対応
1 避難所の組織体制と応援体制の整備
(1) 組織体制、人的体制
① 体制の整備
ア <u>平時から市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健衛生関係部局が中心となり、男女共同参画部局等の関係部局が協力して、会議を開催し、要介護高齢者、障害児者、医療的ケアを必要とする者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等（以下「要配慮者」という。）や在宅者への支援も視野に入れて連携し、避難所についての災害時の対応や役割分担などについて決めておくこと。</u>
4 避難所における備蓄等
(1) 食料・飲料水の備蓄
指定避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄に努めること。また、指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合は、指定避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成すること。

その際、食物アレルギーを有する避難者にも配慮し、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄すること。なお、備蓄食料については、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。食物アレルギー対応食品等についても、必要な方に確実に届けられるなど、要配慮者の利用にも配慮すること。また、避難所を運営する職員の食料等の確保を検討しておくこと。

(2) その他備蓄品の備蓄等

被災者の生命、身体を保護を優先とし、次に示した備蓄品の備蓄を検討しておくこと。また、備蓄品の品目、所在、配付方法については、事前に市町村のホームページや広報等で公開することが望ましいこと。

第2 発災後における対応

3 避難所リスト及び避難者名簿の作成

(2) 避難者の数や状況の把握は、食料の配給等において重要となることから、避難者一人一人に氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記帳してもらい、避難者名簿を作成することが望ましいこと。在宅避難者等についても名簿作成を進め、必要な対応を行うこと。

7 食物アレルギーを有する者等への食料や食事に関する配慮

(1) 食事の原材料表示

食物アレルギーを有する避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにすること。

(2) 避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供

避難所において、食物アレルギーを有する避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、配慮願いたい旨を周囲に伝えるために、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用すること。

(3) 各避難所における管理栄養士等への相談

食物アレルギーをはじめとした個別の対応が必要な要配慮者に食料や食事の提供を行う場合、各避難所における要配慮者の食事ニーズの把握やアセスメントの実施のため、保健衛生関係部局が管理栄養士等の専門職種に相談できるように努めること。

15 在宅避難等

(3) 在宅等での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に女性と男性のニーズの違いに配慮し、要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギーを有する者用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くような必要な措置を講じること。

(注) 下線は当局が付した。

イ アレルギー疾患対策基本法に基づく対応

アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号）は、アレルギー疾患を有する者が多数存在すること、アレルギー疾患には急激な症状の悪化を繰り返し生じさせるものがあること等アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしている現状などを考慮し、アレルギー疾患対策に関する基本理念の制定などにより、アレルギー疾患対策を総合的に推進することを目的として、平成 26 年に制定された。

アレルギー疾患対策基本法第 11 条では、厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、①アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項、②アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項、③アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項、④アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項等を定めたアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針を策定し、少なくとも 5 年ごとに検討を加え、必要に応じて改正することと規定されている。

基本指針には、災害時の対応として、表 1-(2)-③のとおり、国及び地方公共団体は、食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努めるとともに、相談窓口の設置を速やかに行うこと等と規定されている。

表 1-(2)-③ 基本指針（抜粋）

<p>第 5 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項</p> <p>(3) 災害時の対応</p> <p>イ <u>国は、平時から、避難所における食物アレルギー疾患を有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時においては、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。</u>また、<u>地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携し、可能な場合には関係団体や専門的な知識を有する関係職種の協力を得て、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。</u></p> <p>ウ <u>国及び地方公共団体は、災害時において、関係学会等と連携し、ウェブサイトやパンフレット等を用いた周知を行い、アナフィラキシー等の重症化の予防に努める。</u></p> <p>エ <u>国及び地方公共団体は、災害時において、関係団体等と協力し、アレルギー疾患を有する者、その家族及び関係者並びに医療従事者向けの相談窓口の設置を速やかに行う。</u></p>

(注) 下線は当局が付した。

2 食物アレルギー疾患を有する者への配慮に係る地方公共団体における取組状況

(1) 食物アレルギー対応食品及びアレルギー対応ミルクの確保状況

災害時において、食物アレルギー疾患を有する避難者への対応としては、まずは、食物アレルギー対応食品(注)及びアレルギー対応ミルクを備蓄するなど、その確保が重要であると考えられる。

このため、調査対象とした15市町における食物アレルギー対応食品及びアレルギー対応ミルクの備蓄状況をみると、食物アレルギー対応食品は全ての市町で備蓄しており、アレルギー対応ミルクを備蓄しているものも7市町みられた。

また、調査対象市町の中には、①アレルギー患者団体の意見を踏まえ、備蓄内容を充実したもの(後述(2)事例1ア参照)、②県及び市町村が連携して備蓄物資の品目を定め、市町村が食物アレルギー対応食品及びアレルギー対応ミルクを備蓄しているもの(後述(2)事例2参照)、③防災担当部局が、子育てに関する施策を所管する部局と連携し、保健師からの助言を得て、アレルギー対応ミルクを備蓄しているもの(後述(2)事例5参照)などがみられた。

なお、調査対象とした15市町は、いずれも平時から、事業者等と災害時の食料の供給に関する協定を締結し、これらを基に、食物アレルギー対応食品及びアレルギー対応ミルクを確保することも想定している。中には、岡山市のように、表2-(1)のとおり、県内の団体と災害時における食物アレルギー対応食品、アレルギー対応ミルク等の確保に特化した協定を締結しているものもみられ、この取組について、岡山大学医学部の池田政憲特命教授(日本小児アレルギー学会元理事。以下「池田教授」という。)は、「個人での備蓄、地方公共団体での備蓄を進めるとともに、事業者等からも確保できるよう、地方公共団体と事業者等との間で、食物アレルギーに対応した食品の確保を想定し、平時から協定を締結しておくことは、備えの一つとして有効であると考えられる。」としている。

(注) アルファー米やライスクッキー、米粉パン等の食物アレルギーに対応した食品

表 2-(1) 災害等発生時におけるアレルギー対応等特殊食品の調達に関する協定書
(岡山市) (抜粋)

岡山市(以下「甲」という。)と岡山県医薬品卸業協会(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震・風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生のおそれがある場合、被災者の栄養確保に必要なアレルギー対応等特殊食品(以下「特殊食品」という。)の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請等)

第1条 甲は、次に掲げる場合で、特殊食品を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、特殊食品の供給を要請することができる。

- (1) 岡山市内で災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 岡山市外で発生した災害等に関し、甲が、国又は関係都道府県等から特殊食品の調達を要請されたとき又は救援の必要があると認めたとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 乙は、甲から前項に規定する要請(以下「要請」という。)があった場合は、可能な限り協力するものとする。

(特殊食品の範囲)

第2条 甲が要請を行う特殊食品は、次に掲げるもののうち、要請の時点で乙が供給可能なものとする。

- (1) 特殊粉ミルク(アレルギー対応等)
- (2) 離乳食(アレルギー対応等)
- (3) 濃厚流動食(そしゃく、えんげ困難者対応等)
- (4) その他甲が必要と認めた特殊食品であって、乙において調達可能なもの

第3条～第11条 (略)

(注) 1 下線は当局が付した。

2 岡山県も岡山県医薬品卸業協会と同様の協定を締結している。

(2) 地方公共団体における個別の取組状況

防災基本計画等で食物アレルギー疾患を有する者への配慮が求められる中、調査対象とした 5 県及び 15 市町の中には、今後の備えの参考とするため、「災害時の食物アレルギー疾患を有する者への対応例」や、「関係部局で連携した例」の提供を望む声が聞かれた。

このことから、5 県及び 15 市町における取組状況を調査したところ、上記(1)のほか、以下のとおり、これまで被害を受けた災害の教訓などを契機として、食物アレルギー疾患を有する者へ配慮し、食物アレルギー対応食品及びアレルギー対応ミルクの確保に係る取組、食物アレルギー対応食品及びアレルギー対応ミルクの備蓄内容の公開やその管理に係る取組、食物アレルギー疾患を有する者の把握に係る取組、食物アレルギー疾患を有する者の誤食防止に係る取組、相談窓口の設置の取組を行っているものがみられた。

事例 1 広島県三原市の取組

【取組の経緯】

三原市では、平成 30 年 7 月豪雨（平成 30 年 6 月 28 日～7 月 8 日）時、浸水害や土砂災害など大きな被害が発生し、断水や物流の停滞が生じる地域もみられた。

三原市や近隣市町に居住する食物アレルギー疾患を有する者の中には、食物アレルギーに対応した食品を確保することが困難となった者がおり、表 1 のような食物アレルギーに対応した食品を求める声が、避難所や、市内を中心に活動するアレルギー患者団体「三原アレルギーの会ひだまり」（平成 29 年 2 月設立。以下「ひだまり」という。）に寄せられた。

当時、三原市は、食物アレルギーに対応したアルファ米を備蓄しており、これらを被災者に対し配布していた。しかし、食物アレルギーに対応したミルクや離乳食などの備蓄は行っておらず、また、発災後数日で配布できるアルファ米は被災者に全て配布した。

ひだまりは、認定特定非営利活動法人アレルギー支援ネットワークの助言をもとに、三原市社会福祉協議会に依頼し、三原市ボランティア・市民活動サポートセンターに、食物アレルギーに関する物資拠点を設け、認定特定非営利活動法人アレルギー支援ネットワークや他のアレルギー患者団体等から物資の提供を受けながら、食物アレルギー疾患を有する者に対し、食物アレルギー対応食品等の提供支援を行った。三原市も、この取組と連携し、ひだまりの活動の周知や食物アレルギー疾患を有する者に食物アレルギー対応食品等を届けるなどの支援を行った。

表 1 寄せられた食物アレルギー対応食品等を求める声

- 物流が停滞し、食物アレルギーに対応した食品が手に入らず困っている。食物アレルギーに対応した食品を提供してもらえないか。【4 歳：卵、乳アレルギー】
- 普段であればアレルゲンを除去したものを調理して与えているが、断水の中、調理すると食中毒のおそれがある。加工された食物アレルギーに対応した離乳食を提供してもらえないか。【生後 9 か月：卵、鮭アレルギー】
- 避難所には、食物アレルギーに対応した食品がないため、食物アレルギーに対応した食品を提供してもらえないか。【1 歳：卵、乳、大豆アレルギー】
- 近所の池に決壊のおそれがあり避難している。居住市町では、アレルギーに対応した物資拠点が設置されておらず、食物アレルギーに対応した食品が手に入らず困っているので、食物アレルギーに対応した食品を提供してもらえないか。【1 歳：卵、乳、小麦、豆乳、山芋アレルギー】

(注) ひだまりの協力を得て作成

このように、平成 30 年 7 月豪雨災害時、三原市は、ひだまりと連携することで、食物アレルギー疾患を有する者への食料支援の対応を行った。一方で、三原市に居住する食物アレルギー疾患を有する者の中には、避難所では、食物アレルギーに対応した食品が提供されるか否か含め、自分たちが避難できるような環境が整備されているのか分からず、避難所に避難することとはしなかった者もみられた。

このような教訓を踏まえ、三原市は、食物アレルギー対応食品等の確保を含め、市として、今後の災害へ備えるため、平成 30 年 7 月豪雨災害後、危機管理課及び保健福祉課が中心となり、ひだまりからの助言も得ながら、災害時の食物アレルギー疾患を有する者への支援に関し、以下のような取組を行っている。

ア 食物アレルギー対応食品等の備蓄、備蓄状況の公開

【取組の内容】

三原市は、平成 30 年 7 月豪雨災害時、食物アレルギーに対応した食品として、アルファーマイを備蓄していたが、発災後数日で、配布できるアルファーマイは被災者に全て配布した。このことを踏まえ、同市は、備蓄食料について、食物アレルギー疾患を有する者への対応の観点から、危機管理課及び保健福祉課で検討しただけではなく、ひだまりからも意見を聞いた。その際、同団体から、乳幼児の中には、乳アレルギーの者もいるため、これに対応したミルクや、米粉を用いたクッキーを備蓄してはどうかとの助言を得て、三原市は、ライスクッキー、アレルギー対応ミルクの備蓄を開始した。

また、ひだまりから、「食物アレルギー疾患を有する者としては、避難所での生活を想定するに当たり、避難所において、どのような食品が備えられているかということは重要な情報であり、備蓄している食品の品目や原材料等について、市のホームページで公開するなどして周知してほしい。」との意見もあり、危機管理課及び保健福祉課で検討し、令和 4 年 6 月から、図 1 のとおり、市のホームページにおいて、市の備蓄食料の製品名、原材料及びアレルギー物質（特定原材料等）を一覧にして公開している。

さらに、三原市は、公助の取組だけではなく、各家庭における自助の取組も重要であるとされていることから、当該ページの下部において、家庭における非常用物資の備えについても紹介し、各家庭での備蓄を促すことも行っている。

三原市は、この取組について、「食物アレルギー対応食品やアレルギー対応ミルクを備蓄していることを周知することは、食物アレルギー疾患を有する者が避難所への避難を検討する際の参考となり、安心感をもたらすことにもつながる。また、製品名等を公開することによって、食物アレルギーの内容は人によって様々である中、食物アレルギー疾患を有する者が家庭での備蓄を進める際の参考にもなると考える。」としている。

【関係者の意見】

アレルギー対応ミルクの備蓄の取組について、ひだまりは、「アレルギー対応ミルクは、乳幼児の生死に関わる重要なものであり、発災時に避難者が自宅から持ち出せなかった場合に備えて、市町村は必ず一定数を備蓄しておいてほしい。」としており、また、アレルギー患者団

体「アレルギーっ子の会ぼれぼれ」（山口県山口市を中心に活動するアレルギーのこどもを持つ母親主体の団体。平成16年4月設立。以下「ぼれぼれ」という。）も、この取組について、「アレルギー対応ミルクは、乳幼児の生死に関わるものであることから、できる限り備蓄してほしい。また、重度のアレルギー疾患の乳幼児や大豆アレルギーにも対応できる汎用性の高い製品を備蓄してほしい。」としている。

食物アレルギー対応食品等の備蓄状況の公開の取組について、ひだまりは、「市町村には、家庭での備蓄の参考にもなるので、備蓄している食物アレルギー対応食品等の情報、特に製品名や原材料を公開してほしい。」としており、また、ぼれぼれも、この取組について、「食物アレルギー対応食品等の備蓄状況が分かれば、避難所への避難の際の参考情報になり、また、家庭での備蓄の参考にもできる。」としている。

加えて、池田教授は、「市町村における食物アレルギー対応食品やアレルギー対応ミルクの備蓄状況が分からないために、食物アレルギー疾患を有する者が避難所に避難することを不安視することは十分にあり得る。不安感を軽減させるには、市町村は、食物アレルギー対応食品やアレルギー対応ミルク等の備蓄状況について、市町村のホームページに掲載することや、新生児訪問や定期健診の際などにチラシ等を配布して周知することも考えられる。」としている。


図1 三原市ホームページにおける食物アレルギー対応食品等の備蓄内容の公開状況

三原市が保有する災害用備蓄食料品について

三原市では、災害時に備えて、計画的な食料品の備蓄に努めています。食物アレルギー疾患のある方にも食べていただけるよう、アレルギー物質（特定原材料等）を使用していない食料品や、ミルクアレルギーに対応した粉ミルクも備蓄しています。

三原市が備蓄する食料品に含まれるアレルギー物質（特定原材料等）等の表示について

三原市が保有する災害用備蓄食料品の品名、原材料及びアレルギー物質（特定原材料等）については、次のPDFをご確認ください。

 [三原市の備蓄食料品 \[PDFファイル/173KB\]](#)

※原材料及びアレルギー物質（特定原材料等）については、各備蓄品のパッケージに記載されている情報をそのまま転記しています。

※製造時期によっては、原材料等が変更されている場合があります。

◎災害に備えて、ご家庭でも備蓄を！

大規模災害時は、流通機能やライフラインの停止により、食料品や飲料品、その他生活に必要な物資が手に入りにくい状況となります。このような事態に備え、ご家庭でも食料品や水、毛布、着替えなど、3日分（できれば7日分）の非常用物資を日頃から準備しておき、避難所等に避難する場合は自分で持参するようにしましょう。

三原市の備蓄食料品

※製品に記載されている原材料, アレルギ-物質(特定原材料等)の表示等を転記しています。

※製造時期によって, 原材料等が変更されている場合があります。

品名		原材料	アレルギ-物質(特定原材料等)
アルファ米	尾西のアルファ米 わかめごはん	うるち米(国産), 味付乾燥具材(食塩, わかめ, 砂糖, 昆布エキス, でん粉, ホタテエキス)/調味料(アミノ酸等)	アレルギ-物質(特定原材料等)28品目 不使用
アルファ米	尾西のアルファ米 きのこごはん(田舎ごはん)	うるち米(国産), 味付乾燥具材(食塩, 食用植物油, ぶなしめじ, 乾燥人参, たけのこ, 砂糖, 乾燥椎茸, なめこ, 乾燥きくらげ, 水煮わらび, かつお節エキス)/ソルビトール, 調味料(アミノ酸), 酸化防止剤(ビタミンE)	アレルギ-物質(特定原材料等)28品目 不使用
アルファ米	尾西のアルファ米 赤飯	赤飯(もち米(国産), 小豆, ささげ液), 顆粒食塩(食塩, 寒梅粉)	アレルギ-物質(特定原材料等)28品目 不使用
ビスケット	江崎グリコ ビスコ	小麦粉(国内製造), 砂糖, ショートニング, 乳糖, 植物油, 全粉乳, イヌリン, 食塩, でん粉, 小麦たんぱく, 乳酸菌/炭酸Ca, 膨脹剤, 香料, 乳化剤, 調味料(アミノ酸), V.B1, V.B2, V.D, (一部に乳成分・小麦を含む)	アレルギ-物質(特定原材料等)28品目中 乳成分・小麦
ライスクッキー	尾西のライスクッキー いちご味	米粉(新潟県産), マーガリン, コーンフラワー, 砂糖, ライスショートニング(米油), ストロベリーペースト, コーンスターチ / 香料	アレルギ-物質(特定原材料等)28品目 不使用
液体ミルク	明治ほほえみ らくらくミルク	乳糖(アメリカ製造), 調整食用油脂(豚脂分別油, 大豆白絞油, パーム核油, 精製魚油, アラキドン酸含有油脂), 脱脂粉乳, 乳たんぱく質, デキストリン, バターミルクパウダー, フラクトオリゴ糖, ホエイパウダー, 食塩, 酵母/炭酸Ca, V.C, 炭酸K, 塩化Mg, イノシトール, 塩化K, クエン酸鉄Na, コレステロール, タウリン, 硫酸亜鉛, V.E, L-カルニチン, シチジル酸Na, パントテン酸Ca, ナイアシン, ウリジル酸Na, イノシン酸Na, グアニル酸Na, 硫酸銅, 5'-AMP, V.B1, V.A, V.B6, V.B2, 葉酸, カロテン, V.K, ビオチン, V.D, V.B12	アレルギ-物質(特定原材料等)27品目中 乳成分
粉ミルク	明治ミルフィーHP	デキストリン, 調整食用油脂(パーム分別油, パーム核油, カノーラ油, ハイオレックサフラワー油, シソ油), 乳清たんぱく質分解物, フラクトオリゴ糖, 加工デンプン, ビロリン酸鉄, グリセリン酸カルシウム, リン酸K, 塩化Ca, 水酸化K, 塩化Mg, 炭酸Ca, イノシトール, V.C, 水酸化Na, トリプトファン, フェニルアラニン, タウリン, チロシン, ヒスチジン, 硫酸亜鉛, カルニチン, シチジル酸Na, ニコチン酸アミド, V.E, パントテン酸Ca, V.A, V.D, ウリジル酸Na, グアニル酸Na, イノシン酸Na, 5'-AMP, 硫酸銅, V.B2, V.B1, V.B6, 葉酸, カロテン, V.K, ビオチン, V.B12	アレルギ-物質(特定原材料等)27品目中 乳成分(※) ※本品はミルクアレルゲン除去食品です。 乳糖を含んでいません。

(注) 三原市のホームページによる。

イ 食物アレルギー対応食品等の管理

【取組の内容】

三原市は、備蓄食料の調達の際、仕様書の中で、備蓄食料を梱包する箱の側面に、品名、数量等とともに、食物アレルギーに対応しているものとして、「アレルギ-物質 28 品目不使用」と表示することを求めている。これにより、食品の納入業者が、表 2 のとおり、食品の箱の側面に「アレルギ-物質 28 品目不使用」と明示されたラベルを貼付していることで、食物アレルギーに対応しているか否かが明確に分かるようになっている。

三原市は、この取組について、「災害時においては、防災担当部局の職員だけではなく、他の

部局の職員も様々な対応を行うため、必ずしも備蓄物資に精通した職員が物資の運搬及び配布を担うとは限らないことから、極力分かりやすい管理を心掛けており、特に食品については、食物アレルギーに対応しているものとそうでないものがある中、取り違いがないう、分かりやすさの観点から、このような取組を行っている。」としている。

【関係者の意見】

池田教授は、この取組について、「備蓄食料の管理方法については、食物アレルギー対応と非対応のものを間違えて持ち出さないよう、誰にでも分かるように、平時から整理・保管しておくことが望ましい。」としている。

表 2 備蓄食料の調達の様子の一例、実際の表示例

【備蓄食料の調達の様子の一例の抜粋】

1～4 (略)

5 表示

梱包ケースの両側面（長辺）には、品名、数量、納品年月、保存期限等を表示すること。

【表示例】

三 原 市	
品 名	
数 量	
納 品 年 月	令和〇年〇月
保 存 期 限	令和〇年〇月
アレルギー物質 28 品目不使用	

【実際の表示例】



(注) 当局の調査結果による。

ウ 食物アレルギー疾患を有する者の把握

【取組の内容】

三原市は、避難所において避難者の情報を把握するための避難者カードの様式について、平成30年7月豪雨災害時、アレルギー疾患があることを記載する欄を設けていなかったが、①当時、避難所において、アレルギー疾患がある者について、十分に把握できていなかった可能性があったと考えたこと、②ひだまりからも、今後は、アレルギー疾患の有無、その内容についても、基本的な情報として把握した方が良いとの助言があったことから、危機管理課及び保健福祉課で検討し、令和2年度に、避難者カードの様式を図2のとおり改定した。

改定した避難者カードの様式は、配慮が必要な事項として、妊産婦や要介護といった情報を列挙し、アレルギーに関してもその有無についてチェックボックスを設けるとともに、チェックを入れたものについて詳細を記入する欄を設け、アレルギーについての具体的な内容を記載し、三原市がその情報を把握できるようにしている。

三原市は、この改定により、「避難所での避難者の状況を的確に把握することができ、適切な支援を行うことができるものとする。」としている。

図2 改定後の三原市の避難者カードの様式（抜粋）

避難者カード				避難所名		受付番号						
ふりがな				記入年月日		令和 年 月 日						
世帯代表者名				携帯電話番号 (なければ自宅)		() -						
住民票の住所				県 市 町村								
車	車種:	ナンバー:	駐車場所:	ペットの 同伴	<input type="checkbox"/> 有(種類)							
	色:				<input type="checkbox"/> 無							
避難の状況 (複数回答可)				<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 車中 <input type="checkbox"/> 屋外テント(場所:) <input type="checkbox"/> その他 ()								
				配慮が必要な事項(✓を記入した場合は、下部に詳細を記入)								
家族の 状況	氏名	性別	年齢	妊産婦	要介護	障がい			アレルギー	服薬	その他	
			歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	身体	精神	知的	発達	その他		
	世帯代表者					<input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
✓を入れたものの 詳細記入欄												

(注) 赤枠は当局が付した。

エ 食料を配布するに当たっての原材料の確認等

【取組の内容】

三原市は、避難所において食品を配布する際、食物アレルギー疾患を有する者に、食物アレルギーに対応していない食品が誤って配布され、食されることのないよう、避難所内に、図3のとおり、備蓄食料品の原材料及びアレルギー物質について印字した用紙（A3サイズ）を掲示するとともに、避難者自身（こどもの場合は親等）にアレルギー物質の有無を確認してもらうこととしている。

また、三原市は、この対応について、表3のとおり、「三原市避難所運営マニュアル」に記載するとともに、避難所運営に携わることになる職員に対し平時から当該マニュアルを周知し、災害時の食物アレルギー疾患を有する者への避難所での食料配布が適切に行われるよう取り組んでいる。

【関係者の意見】

ひだまりは、この取組について、「避難所において、食物アレルギー疾患を有する者に食料がどのように配布されるのかということは、当事者にとっては関心の高い事項である。避難所運営マニュアルに、食物アレルギー疾患を有する者への食料の配布に関し、その方法や留意点が記載され、関係者等に共有されることは、食物アレルギー疾患を有する者への配慮が浸透することにつながり、食物アレルギー疾患を有する者が安心感を得ることにつながる。」としている。

図3 避難所に掲示することとしている備蓄食料の原材料及びアレルギー物質について印字した用紙の一例

〇〇〇〇（食品名）						
原材料名	小麦粉（国内製造）、砂糖、ショートニング、乳糖、植物油、全粉乳、イヌリン、食塩、でん粉、小麦たんぱく、乳酸菌/炭酸Ca、膨脹剤、香料、乳化剤、調味料（アミノ酸）、V.B1、V.B2、V.D、（一部に乳成分・小麦を含む）					
原材料に含まれるアレルギー物質（28品目中） 乳成分・小麦						
えび	かに	小麦	そば	卵	乳成分	落花生 (ピーナッツ)
アーモンド	あわび	いか	いくら	オレンジ	カシューナッツ	キウイ
牛肉	くるみ	ごま	さけ	さば	大豆	鶏肉
バナナ	豚肉	まつたけ	もも	やまいも	りんご	ゼラチン

（注） 三原市の資料を引用

表3 三原市避難所運営マニュアル（抜粋）

1～6 （略）
7 食物アレルギー疾患のある方への対応
(1) （略）
(2) 食物アレルギー対応の食料備蓄品の配布について
<ul style="list-style-type: none"> ・避難者に備蓄食料品を配布する場合、「避難所グッズ」にある備蓄食料品の原材料およびアレルギー物質について印字した用紙（A3）を、分かりやすい場所に掲示すること。 ・食料備蓄品のうち、食物アレルギー特定原材料等 28 品目不使用の食料備蓄品は以下のとおり。備蓄食料品を配布する場合は、<u>避難者自身（子どもの場合は親等）にアレルギー物質について確認してもらい配布すること。</u>
（略）
<ul style="list-style-type: none"> ・ミルクアレルギー疾患のある乳児について、ミルクアレルギー対応・乳糖不使用の粉ミルクを導入。
（略）
(3) （略）
8 （略）

（注） 下線は当局が付した。

オ 食物アレルギーの内容を表示するビブスの活用

【取組の内容】

食物アレルギー疾患を有する者の多くはこどもであり、自分自身の食物アレルギー疾患の内容について、十分に説明できない場合もある。このような場合に備え、アレルギー患者団体「ひだまり」から、三原市に対し、避難所においてこどもが着用して、食物アレルギー疾患を有することや、そのアレルゲンを周囲に知らせることができるビブスを備えてはどうかとの意見があった。

三原市は、この意見を踏まえ、危機管理課及び保健福祉課で検討した結果、令和4年度から、避難所に、図4のとおり、食物アレルギーの内容をマーカーで記載して表示できる不織布製のビブスを備えることとした。

また、三原市は、このビブスに関する情報について、図5のとおり、市のホームページに掲載し、必要な場合は避難所にいる職員に申し出るよう呼び掛けている。

なお、三原市は、不織布製のものとしたことについて、「一般的なメッシュ素材のビブスよりも安価であることに加え、着用する者のサイズに合わせ、裾をカットするなど加工が容易であり、汚損した場合においても使い捨てが容易であるため。」としている。

三原市は、この取組について、「食物アレルギーの内容を表示するビブスを備えることで、周りの者から誤って食物アレルギーに対応していない食品が提供されることを防ぐことができ、食物アレルギー疾患を有する者の誤食を防ぐことにつながる。」としている。

【関係者の意見】

ひだまりは、この取組について、「食物アレルギーの内容を表示するビブスを着用することで、誤食を防ぐことにつながることから、使用したい者が使用できるよう、避難所において備えられていることが望ましい。」としており、また、ほれほれは、この取組について、「ビブス以外にも、例えばシールのようなものに食物アレルギーの内容を記載し、これを衣服に貼って表示する方法もある。」としている。

図4 食物アレルギーの内容を表示するビブス



(注) 三原市の資料による。

図5 三原市ホームページにおける食物アレルギーの内容を表示するビブスの紹介

避難所でのビブス（ベスト）の配布について

食物アレルギー疾患のあるお子様等を対象に、食物アレルギーのあることやアレルギー物質を記入し、着用していただく「ビブス（ベスト）」を各避難所でご用意しています。必要な場合は、避難所の職員にお伝えください。

(注) 三原市のホームページによる。

カ 相談窓口の設置

【取組の内容】

アレルギー疾患を有する者は、環境の変化によるストレス等から、症状が悪化することがあるとされているだけでなく、過去の災害においては、食物アレルギー疾患を有する者が、食物アレルギーに対応した食品を確保することにも苦勞したとされている。平成30年7月豪雨災害においても、表1のとおり、食物アレルギー疾患を有する者から、食物アレルギー対応食品等を求める声が、ひだまりに寄せられた。

このように、災害時、食物アレルギー疾患を有する者は、困難な状況に遭うことが考えられ、ひだまりからは、平時から、このような状況に係る不安や対応について、相談ができる窓口を設けてほしいとの要望が出された。

三原市は、この要望を踏まえ、平成30年10月から、災害時における食物アレルギー疾患に関しての不安、困り事等の問合せ、相談を受け付ける「災害時の相談・支援窓口」を保健福祉課に設け、同課の職員が平時から相談等を受け付けている。

また、この相談窓口の情報については、図6のとおり、市のホームページに掲載するとともに、市の広報紙にも掲載し、市民に広く周知している。

この窓口には、食物アレルギー疾患を有する者は災害時どのような状況に置かれるか、平時からどのような備えが必要か、市としてどのような食物アレルギー対応食品を備蓄しているか等の問合せ、相談が寄せられ、三原市は、相談を受け付けた保健福祉課において、関係部局と連携しながら、相談者に対し必要な情報を提供するなどの対応を行っている。

三原市は、この取組について、「災害時もこの相談窓口を維持し、食物アレルギーに対応した食料が確保できないといったような食物アレルギー疾患を有する者からの声を収集する拠点とし、その情報を基に、関係課と連携し、食物アレルギー疾患を有する被災者に必要な支援を行うような役立て方をしていきたい。」としている。

【関係者の意見】

ひだまりは、この取組について、「災害時の対応について、どこに相談したらよいか分からないということをよく聞くことから、平時から窓口を設け、これを明らかにしておくことは、食物アレルギー疾患を有する者にとって、安心感を与えることになる。」としており、また、げればは、この取組について、「市町村に災害時の食物アレルギー対応について聞くと、防

災担当課や福祉担当課等、あちこち紹介されることがあるが、一括して話を聞ける窓口があった方がよい。」としている。

図6 三原市ホームページにおける災害時の相談・支援窓口の紹介

災害時の食物アレルギーについて

災害時にはストレスや生活環境の変化から、大きく体調を崩すことがあります。特に食物アレルギーを有する場合、ご本人やご家族には、大きなストレスになります。日頃から災害に備えて、災害時に対応できるよう準備を行っておくことが大切です。

災害時の相談・支援窓口

災害時の食物アレルギーに関する相談・支援については、三原市保健福祉課がお受けします。
窓口：三原市保健福祉課（三原市総合保健福祉センター）
電話：0848-67-6061（受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時30分～17時15分）


★災害時のこどものアレルギーに関する相談窓口（日本小児アレルギー学会）

アレルギー専門医が、災害時の小児のアレルギー性疾患全般に関するお悩み等についてご相談に応じています。
（無料）
< E-mail相談窓口 >
メールアドレス：sup-jasp@jspaci.jp
[日本小児アレルギー学会の相談窓口へ](#)

災害時の子どもアレルギー疾患への配慮のお願い

避難所では通常時に比べ著しく制限された環境となるため、アレルギー疾患を有する場合、特段の配慮が必要となります。

避難所でのアレルギー疾患への対応について、日本小児アレルギー学会がパンフレット等を作成していますので、ご活用ください。

 [災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット（日本小児アレルギー学会）](#)

(注) 三原市のホームページによる。

キ その他の取組

三原市は、令和4年2月に、危機管理課及び保健福祉課が連携し、図7のとおり、市の広報紙において、市の食物アレルギーに関する相談窓口や災害に備えた食物アレルギー対応食品の備蓄の必要性等について、周知を行っている。

また、避難所において、食物アレルギー疾患を有する者への配慮がなされるよう、避難者向けに、図8のとおり、食物アレルギーへの配慮についてのチラシを作成している。その中では、食物アレルギー疾患を有する者が避難所にいる可能性を考慮し、家族以外の方への食料・飲料

の配布を控えることや、食べこぼしに注意すること、避難所で提供する食品には食物アレルギーに対応したものとそうでないものもあること、アレルギーがあることを示すビブスの用意があること等について、周知している。

図7 広報紙における食物アレルギーについての紹介

2/20 (日) はアレルギーの日

知ろう! 食物アレルギー

～ 私たちができること～

アレルギー症状を防ぐ環境づくり

食べ物が原因で起こる食物アレルギー。「乳・卵・小麦」が代表的ですが、ほかにも「えび・かに・そば・ピーナツ・肉・果物」などがあり、食べるだけでなく、触れたり、吸ったりすることで発症することもあります。症状は、発疹や口内のかゆみ、呼吸困難、重症の場合はアナフィラキシーショックを引き起こすなど、命に関わることもあります。食物アレルギーに対する理解を深め、安心な環境づくりを考えてみましょう。

● 提供する料理に含まれる食材を知らせよう

イベントなどで食物を提供する際には、食材や調味料を貼り出して、アレルギーのある人が選びやすい環境をつくりましょう。アレルギーの起きやすい食材を使わないことや、調理器具の使い分けを心掛けましょう。

食品包装の原材料を貼り出した例

● 子どもにもやみに食べ物あげることはやめましょう

「アレルギーがあるかもしれない」という認識を持ち、子どもに食べ物を与えるときは保護者に確認しましょう。

● アレルギーのある人は災害時にアレルギーを意識した備えが大切

避難所で提供される食品が、食物アレルギーに対応しているとは限りません。食物アレルギーのある人はアレルギー対応の食品をできれば7日分備蓄しておきましょう。また、避難所では食物アレルギーがあることを周りに伝えましょう。

● アレルギーのある人や知らせるカードに配慮を

アレルギーがあることを知らせるカードやワッペンがあることを知っていますか? 身に付けている子どもを見かけたときは、アレルギーを起こす食品を確認するなど、配慮をお願いします。

[子どもの食物アレルギー相談窓口]
保健福祉課 発達支援係 ☎0848-67-6061
栄養士が離乳食や子どもの食事の相談に応じます。

[市の災害時食物アレルギー相談窓口]
保健福祉課 健康増進係 ☎0848-67-6053
災害時の食物アレルギーに関する相談への対応や支援を行います。

CHECK!
アレルギーにやさしい環境づくりイベント開催! 2/20(日) 13時~17時
予約不要

「食べ物の材料を掲示する工夫」体験やアレルギー対応食展示・栄養相談など
☑ ペアンティ三原西館1階
☑ 保健福祉課 ☎0848-67-6053

相談してみよう!アレルギーに取り組む市民活動団体

三原アレルギーの会 ひだまり

アレルギーのある子育てする親同士の交流を目的に、5年前に三原市を拠点として結成。アレルギーに関わる子育ての悩みや心配ごと相談のほか、勉強会や料理教室などを開き、アレルギーについての知識や理解を深める活動を中心に行なっています。

● 主な活動場所
本郷生涯学習センター (本郷南六丁目25番1号)

一人で悩まず、一緒にお話ししましょう。

代表
中尾 めいさ さん

(注) 三原市広報紙「みはら」令和4年2月号から抜粋

図8 避難所で配布することとしている食物アレルギーについての周知チラシ

避難所を利用される皆様へ ～食物アレルギーに対する配慮のお願い～

食物アレルギーは、外見からは判断できません。しかし、原因となる食品等を食べるだけでなく、触っただけ、近づいただけでも症状が悪化し、命の危険にさらされる場合もあります。避難所を利用していただく全ての方に、安心して過ごしていただくために、次のことをご配慮ください。

◎ご家族以外の方に食品・飲料を配布することは、ご遠慮ください。

特に、小さなお子様は、アレルギー物質の含まれる食品等かどうかを自分で判断できず誤食してしまい、アレルギーを発症する危険がありますので、食品等を渡さないでください。

◎食品・飲料の食べこぼし・飲みこぼしなどにご注意ください。

アレルギー物質の含まれる食品等の食べこぼし等が、手や体に付着したり、床に落ちた食品等が、粉塵となり吸引してしまったりなど、食品等の食べこぼし等からアレルギーを発症する場合があります。食品等を飲食する場合は食べこぼし等に注意し、食べこぼしてしまった場合は、速やかに清掃してください。

食物アレルギー疾患のある方 食物アレルギー疾患のあるお子様のいる方 へのお願い

- ・避難所で配布する備蓄食料品は、食物アレルギー（特定原材料等28品目）対応の食品と非対応品がありますので、ご注意ください。
- ・備蓄食料品を利用される場合は、成分表示等をご確認の上、利用してください。
- ・アレルギーのあるお子様を対象に、アレルギーのあることを記入し着用していただく「ピブス（ベスト）」をご用意しています。必要な場合は避難所の職員にお伝えください。

(注) 三原市の資料による。

事例 2 鳥取県の取組

【取組の経緯、内容】

鳥取県では、平成 12 年 10 月に発生した鳥取県西部地震において、物資の確保が困難となったことなどの教訓を踏まえ、低コストで効率的な備蓄が行えるよう、13 年度に、県と市町村担当職員で構成する防災対策研究会において、表 1 のとおり、「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」（以下「連携体制整備要領」という。）を定め、災害時に必要と見込まれる物資又は資機材について、県と県内 19 市町村で役割分担をして備蓄することとした。

この連携体制整備要領では、市町村は、保存食、水、トイレットペーパー等といった生活関連物資について、品目を決めて備蓄することとしており、それらの数量については、最大避難想定人数（2 万 4,000 人）を基に必要量を算定し、これを各市町村の人口の割合に応じて割り当て、市町村が備蓄することとしている。

鳥取県では、このような県と市町村とが連携した備蓄の取組を行う中で、東日本大震災など近年発生した災害の教訓等を踏まえ、平成 27 年度からは、①食物アレルギー対応食品として、特定原材料等 27 品目（当時）が含まれていないものを備蓄すること、②アレルギー対応ミルクは、味によって乳児が摂取しない場合があるため、消費者庁の許可を受けた複数の種類のものを各市町村で分担して備蓄することとし、鳥取県内 19 市町村では、食物アレルギー対応食品等の備蓄を行っている。また、県内 19 市町村におけるこれらの備蓄状況について、県のホームページで公開している。

この鳥取県における県と市町村とが連携した備蓄の取組について、調査対象とした県内 3 市町は、「県が主導することで、市町村の備蓄計画の策定や備蓄数量の算定等の業務負担が軽減され、災害時には市町村で相互に備蓄物資を融通することから、各市町村が各々で災害用の備蓄物資を備蓄する場合と比較すると、品目、数量等に関して、必要以上に備蓄することや、市町村の財政的負担が抑制される。」「備蓄する品目、数量等について、県が具体的に示すことで、県内市町村での食物アレルギー対応食品やアレルギー対応ミルク等の備蓄が確実に行われる。」としている。

表 1 県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領（平成 13 年 7 月 6 日鳥取県防災対策研究会）
（抜粋）

（目的）

第 1 この要領は、鳥取県（以下「県」という。）及び鳥取県内の市町村が、災害時に必要と見込まれる物資又は資機材の標準的な品目及び数量（以下「共通品目等」という。）等を連携して備蓄し、災害により被害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）の応援を迅速かつ円滑に連行することを目的に次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（避難人口の想定）

第 2 災害により避難所に収容し、保護する住民の人数（以下「避難人口」という。）は、原則として鳥取県震災対策アクションプラン（平成 31 年 3 月）の最大避難想定人数 2 万 4 千人を想定するものとする。ただし、別紙において人数を別に定めた場合はこの限りでない。

（備蓄対象人数及び備蓄の方法）

第3 市町村は、避難人口に対応できる共通品目等について、県全体の人口に対する市町村の人口の比率に応じた数量を備蓄するものとする。

(連携備蓄する共通品目等)

第4 (1) 市町村が備蓄する共通品目等は別紙のとおりとする。

(2) 市町村が既に保有している共通品目等と同等の品目の備蓄については、必要とする連携備蓄のなかに含めることができるものとする。

(3) 共通品目等は、原則、単独備蓄とし、流通在庫型及びランニングストック型備蓄としないものとする。ただし、別紙において他の手段により確保できた場合に限り単独備蓄としないものとする。ただし、別紙において他の手段により確保できた場合に限り単独備蓄としないものとする。ただし、別紙において他の手段により確保できた場合に限り単独備蓄としないものとする。

(4) 県は、仮設トイレ、ストーブ、発電機等、大型の資機材、ガソリン携行缶を重点的に備蓄するものとする。

第5～第11 (略)

(別紙)

連携備蓄する共通品目等

品目	数値根拠		全体数量 (①×②)
	1人/日当たり単位数①	②備蓄対象人数	
①保存食 (一般用)	$1 \text{人} \times \text{健常者の割合} \times 3 \text{食} / 1 \text{日}$ 翌日の昼食からは救援分に対応 健常者の割合 = (1 - 災害時要援護者の割合) = 0.650 $1 \text{人} \times 0.650 \times 3 \text{食} = 1.950 \text{食}$	2万4千人 (鳥取県震災対策アクションプラン)	46,800食 内、アレルギー対策食品 11,700食 ※全体の25%
③粉乳・ミルク	$1 \text{人} \times \text{乳児の割合} \times \text{必要量} / 1 \text{日}$ 乳児(0～1歳) 8,570人 8,570人 / 県人口 560,517人 (平成30年度当時) = 0.0153 $1 \text{日分} @ \text{必要量 } 300\text{g} / 1 \text{缶} (980\text{g}) \div 0.31 \text{缶}$ $1 \text{人} \times 0.0153 \times 0.31 = 0.005 \text{缶}$ ※保育所等における在庫等の利用等、確実に確保できる体制を整えた場合も備蓄として取り扱うことができる。	2万4千人	(120缶) 内、アレルギー対策食品 12缶 ※全体の10%

(注) 下線は当局が付した。

事例3 鳥取県鳥取市の取組

【取組の経緯】

鳥取市では、令和3年7月大雨災害（令和3年7月4日から13日にかけての梅雨前線による大雨）の際、58か所の避難所を開設し、延べ約1,600人が避難した。同市は、この災害を踏まえ、今後の災害対応にいかすため、発災時に市が対応に苦慮したことなどを中心に、当時の対応を検証するとともに、今後の見直すべき取組を検討した。

その結果、発災時に設置した鳥取市の災害対策本部では、避難所に避難してきた各避難者の基礎情報として、妊婦、乳幼児の人数、基礎疾患の有無、内容等を把握することを避難所運営担当者に求めたものの、当時避難所において用いられた避難者カード（避難者の情報を把握するため、避難所の受付で避難者が記載するもの）における記載事項は、それらを網羅的に把握する様式となっていなかったため、避難者情報を再度把握する必要性が生じたとの課題を覚知した。

この反省を踏まえて、鳥取市では、避難者カードの様式を見直すこととし、その際、岡山大学（大学院医歯薬学総合研究科）災害医療マネジメント学講座（鳥取市寄附講座 代表者：中尾博之教授）の研究者からの専門的な知見も得ながら、令和4年6月に避難者カードの様式を改定した。

また、鳥取市内に所在するアレルギー患者団体から、避難所での生活を想定するに当たり、市として、食物アレルギーに対応している食料について、どのようなものを備蓄しているか公開してほしいとの要望があり、鳥取市は、令和4年2月から、食物アレルギー対応食品等の備蓄内容を公開し、備蓄状況について鳥取市のホームページで閲覧できるようにしている。

ア 配慮を要する者のより確実な把握

【取組の内容】

鳥取市が改定した避難者カードは、表1のとおり、要配慮事項として、①基礎疾患、②酸素透析、③アレルギー、④妊婦、⑤乳児、⑥幼児、⑦要介護、⑧身体障害、⑨精神障害、⑩知的障害、⑪その他といった項目を設け、チェックボックスにチェックを行うことで避難者が有する状況や配慮すべき事項を把握できるようにするとともに、「要配慮事項の詳細等」欄を設け、要配慮事項に付随する付加的な情報についても記載できるようにし、避難時に避難者カードへの記入を求めることによって、より細かく避難者の情報を把握できるものとしている。

鳥取市は、避難者のアレルギー疾患の有無について、以前から避難者カード様式を用いて、その有無を記載することとしていたが、アレルギーは、その内容や程度によって、取るべき対応の内容が変わることもあり、改定後の様式では、図1のとおり、その具体的な内容について、「要配慮事項の詳細等」の欄を新たに設けて記載できるように改定している。

鳥取市は、この改定により、「アレルギー疾患の有無含め、配慮してほしい事項について避難者が申告しやすくなる」と考えている。また、市としてもこれらについて詳細に把握することで、避難所での避難者の状況を的確に把握し、支援にいかすことができるものと考えている。

図1 改定後の避難者カードの様式（令和4年6月改定）（抜粋）

避難者カード

太枠内を記入し、受付に提出してください。

避難所名 (居住ゾーン:)

+乳児（1歳未満）・幼児（6歳未満）

届出年月日（入所年月日）		年 月 日		午前 / 午後		時 分								
住所		<small>避難所運営に協力していただくことができない方がおられる場合は、避難所運営に協力していただくようお願いいたします。</small>												
電話番号（自宅又は携帯）														
避難の状況		<input type="checkbox"/> 避難所建物内 <input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> 車中 <input type="checkbox"/> その他（自宅）												
（ふりがな） 名前	性別	年齢	要配慮事項（該当する□に✓）											
			①基礎疾患	②透酸析素	③アレルギー	④妊婦	⑤乳児*	⑥幼児*	⑦要介護	障がい ⑧身体 ⑨精神的		⑩その他		
代表者	1	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
同行者	2	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
要配慮事項の詳細等														
避難所運営にご協力いただける内容（資格・特技など）		（例：看護師、介護士、力仕事など）												
自宅の被災状況（避難時点の状況を記入）		<input type="checkbox"/> 被害なし <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他（ ）												
自家用車		車種 色 ナンバー												
		駐車場所												
ペットの同行		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 犬 匹 <input type="checkbox"/> 猫 匹 <input type="checkbox"/> その他（ ））												
<small>安否の問い合わせがあった場合、氏名、住所を回答（公表）してよろしいですか。 ※DV等の被害により公表を希望しない場合は必ずいいえに✓をしてください。</small>												<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		

(注) 赤枠は当局が付した。

イ 食物アレルギー対応食品等の備蓄状況の公開

【取組の内容】

鳥取市は、令和元年度から、市のホームページに「防災備蓄について」というページを設け、住民の防災への意識の向上のため、家庭等での備蓄の必要性についての紹介や、市で備蓄する物資の内容等を掲載し、情報提供を行っている。

この取組について、アレルギー患者団体から、より充実した情報提供を望む声があり、食物アレルギー疾患を有する者に配慮するため、図2のとおり、令和4年2月から、市で備蓄している食物アレルギー対応食品等のメーカー名及び製品名の公開も行っている。

【関係者の意見】

ひだまりは、この取組について、「市町村には、家庭での備蓄の参考にもなるため、備蓄している食物アレルギー対応食品等の情報、特に製品名や原材料を公開してほしい。」としており、また、ぼればれも、この取組について、「食物アレルギー対応食品等の備蓄状況が分かれば、避難所への避難の際の参考情報になり、また、家庭での備蓄の参考にもできる。」としている。

加えて、池田教授は、「市町村における食物アレルギー対応食品やアレルギー対応ミルクの備蓄状況が分からないために、食物アレルギー疾患を有する者が避難所に避難することを不安視することは十分にあり得る。不安感を軽減させるには、市町村は、食物アレルギー対応食品やアレルギー対応ミルク等の備蓄状況について、市町村のホームページに掲載することや、新生児訪問や定期健診の際等にチラシなどを配布して周知することも考えられる。」としている。

図2 鳥取市ホームページにおける食物アレルギー対応食品等の備蓄内容の公開状況

鳥取市が備蓄する主な物資等の一覧

鳥取市が「鳥取県連携備蓄」及び「鳥取市独自備蓄」として備蓄している物資等のうち主なものは次のとおりです。備蓄品のうち、乳児用ミルクやアレルギー対応食品などは具体的な製品名をお示ししていますので、**各家庭での備蓄の参考**としてください。

鳥取市の防災備蓄倉庫には次のような物資等を備蓄しており、災害発生時にはこれらの物資等を、必要に応じて避難所等に運搬します。

- [鳥取市が備蓄する主な物資等の一覧 \(PDF/486KB\)](#)
- [鳥取市が備蓄するアレルギー対応食品 \(PDF/344KB\)](#)

市内の効率的な保管・運搬のため、一部の物資は分散して備蓄しています。

- [分散備蓄物資の例 \(PDF/412KB\)](#)

■ **大事なポイント**

鳥取市では公的備蓄を積極的に進めていますが、避難所に行けば公的備蓄の物資が必ずしも配布されるというわけではありません。また、配布されたとしても希望するものが手に入るとは限りませんので、**自分が必要とする最低限の物は平時に自ら用意しておき、避難することが基本**です。

1日分の食糧等のイメージ



公的備蓄での基本的な1人1日分の食糧等

乾パン等・・・3食
飲料水・・・3ℓ

アレルギー対応食品

鳥取市で備蓄しているアレルギー対応食品は以下の製品です。
これらの製品以外が必要な場合は家庭や職場等での備蓄を行ってください。

令和4年2月1日時点（※備蓄状況は変更することがあります。）

1. 乾パン・ビスケット

品 目	メーカー名	製 品 名
ライスクッキー	尾西食品株式会社	尾西のライスクッキー ココナッツ風味
ライスクッキー	尾西食品株式会社	尾西のライスクッキー いちご味

2. アルファ米

品 目	メーカー名	製 品 名
アルファ米（味付きご飯）	尾西食品株式会社	尾西のわかめごはん
アルファ米（おかゆ）	尾西食品株式会社	梅がゆ
アルファ米（おかゆ）	尾西食品株式会社	塩こんぶがゆ

3. 粉ミルク

品 目	メーカー名	製 品 名
粉ミルク	株式会社明治	明治ミルクイーHP スティックパック

(注) 鳥取市のホームページによる。

- 26 -

事例 4 鳥取県倉吉市の取組

【取組の経緯、内容】

倉吉市では、平成 28 年 10 月に発生した鳥取県中部地震において、約 9,400 棟の住家に被害が及ぶなど、大きな被害が発生したため、19 か所の避難所を開設し、最大で一時約 2,000 人が避難した。

倉吉市は、避難所における避難者の情報を把握するため、図 1 のとおり、避難者カードの様式を作成しており、避難所を開設した際は、受付で、避難者にこれに記載することを求めている。この避難者カードの様式は、アレルギー疾患の有無についても記載することとしており、これにより、食物アレルギー疾患を有する者も含め、避難者の基礎的な情報を把握できるものとしている。

倉吉市は、鳥取県中部地震の際、この避難者カードを用いて避難者の情報を把握し、実際にアレルギー疾患を有する 1 名の児童を把握した。同市は、この情報を基に、市の管理栄養士及び食生活改善推進委員が、アレルゲンを除去した炊き出しを行い、この児童に合った食事の提供を行った経緯がある。

倉吉市は、この取組について、「避難所で食物アレルギー疾患を有する者を把握した場合、必要に応じて災害対策本部に報告し、食物アレルギー対応食品の提供等を行うこととしており、実際に平成 28 年 10 月の鳥取県中部地震発生時には、避難者カード中の「アレルギーの有無」欄にチェックがされていたことで、食物アレルギー疾患を有する児童を把握でき、必要な対応につなげることができた。」としている。

図 1 避難者カードの様式（抜粋）

避難者カード						
避難所名 _____						受付番号 _____
世帯代表者	避難形態			避難所・車中 その他()		
入所年月日	年	月	日	住所		
世帯構成	名前	性別	年齢	病歴	アレルギー	障がい者手帳の級 要介護認定
		男・女	()	有・無	有・無	障がい者手帳 要介護()
		男・女	()	有・無	有・無	障がい者手帳 要介護()
		男・女	()	有・無	有・無	障がい者手帳 要介護()
		男・女	()	有・無	有・無	障がい者手帳 要介護()
		男・女	()	有・無	有・無	障がい者手帳 要介護()
安否確認のための情報開示希望				希望する ・ 希望しない		
要配慮者としての支援希望				希望する ・ 希望しない		
電話・携帯番号		電話:		携帯電話:		
緊急連絡先						
被災状況				家屋(全壊・半壊・一部損壊) その他()		
車種・ナンバー						
食料、物資等の配布を				希望する ・ 希望しない		
備考						
退所年月日				年 月 日		
退所先				(連絡先:)		

(注) 赤枠は当局が付した。

事例5 島根県益田市の取組

【取組の経緯、内容】

益田市では、備蓄物資の調達に当たり、危機管理課がその具体的な選定を行っている。同市では、中国地方を中心に大きな被害が発生した平成30年7月豪雨災害など昨今の災害の状況を踏まえ、避難所での生活環境の確保の観点から、令和2年度の備蓄物資の調達の際、避難所での乳幼児への対応も想定し、乳幼児用ミルクの備蓄について検討を行った。

その際、危機管理課では防災業務を主に所管していることから、乳幼児に関する十分な専門知識を有していなかった。そのため、子育てに関する施策を所管する部局と共に検討を行い、その際、当該部局の保健師から、「乳幼児の中には、乳アレルギー疾患を有する者もあり、このような者が避難所に避難することも想定されることから、アレルギー対応のミルクも備蓄しておいた方がよい。」との助言を受けた。

この助言を踏まえ、危機管理課では、令和2年度から、アレルギー対応ミルクの調達・備蓄を行っている。

益田市は、この取組について、「備蓄物資は、危機管理課だけで考えるのではなく、子育てやアレルギー疾患対策の担当部局に配置されている保健師や栄養士の知見を活用し、関係部局が連携することで、よりきめの細かい対応が行うことができると考える。」としている。

なお、益田市は、上記取組に加え、保健師の助言を得て、乳幼児用液体ミルクの備蓄を開始するとともに、この液体ミルクに装着するアタッチメント（乳首）についても、複数のサイズ（3種類）のものを用意し、使用者の発育に応じた対応ができるよう備えている。

【関係者の意見】

ひだまりは、この取組について、「アレルギー対応ミルクは、乳幼児の生死に関わる重要なものであり、発災時に避難者が自宅から持ち出せなかった場合に備えて、市町村は必ず一定数を備蓄しておいてほしい。」としており、また、ほれほれも、この取組について、「アレルギー対応ミルクは、乳幼児の生死に関わるものであることから、できる限り備蓄してほしい。また、重度のアレルギー疾患の乳幼児や大豆アレルギーにも対応できる汎用性の高い製品を備蓄してほしい。」としている。

加えて、池田教授は、「市町村は、災害対応として関係部局で横の連携を図ることが非常に重要である。食物アレルギー対応食品、アレルギー対応ミルクの備蓄については、防災関係部局だけで決めず、平時から食物アレルギー疾患を有する者と接し、過去の被災時に避難所を巡回するなど、現場の状況を知っている保健師等の意見を反映させることが望ましい。」としている。

事例 6 島根県江津市の取組

【取組の経緯】

江津市では、令和 2 年及び 3 年と連続して梅雨前線や台風の影響により大雨に見舞われた。2 年には、9 か所の避難所を開設し、一時約 150 人が避難した。また、3 年には、12 か所の避難所を開設し、約 20 人が避難した。

この際、他市町から多くの支援物資を受け入れたが、これらの物資と市が従前から備蓄していた物資が混在し、消費期限や食物アレルギーに対応したものであるか否かを含め、市が保有する物資の全体が把握・整理できない状況となっていた。

この状況を踏まえ、市が保有する物資の全体を把握・整理する中で、今後、どのように市が保有する物資を整備していくかという点に検討が至り、江津市は、令和 3 年度、災害対応物資の備蓄計画を作成することとした。この作成について検討する中で、取組指針において、食物アレルギー疾患を有する者への配慮が求められていることなどを受け、食物アレルギーに対応した食品の備蓄についても継続的に行われるよう、4 年 2 月、食物アレルギー対応食品等の確保についても盛り込んだ江津市備蓄計画を作成している。

【取組の内容】

江津市は、この備蓄計画の中で、備蓄物資の選定方針として、表 1 のとおり、主食及び副食は、特定原材料等 28 品目を含まないものとするとともに、粉ミルク・液体ミルクについても、特定原材料のアレルゲン性を低減したものとすることを規定し、食物アレルギーに対応した主食等が継続的に備蓄されるようにしている。

また、これら主食等の備蓄目標数量については、図 1 のとおり、島根県西方沖合断層地震を想定して算出した備蓄支給対象者数（3,975 人）を基に算出し、算出した数量について、単年度購入数量を設定するなど、計画的な備蓄がなされるようにしている。

江津市は、この取組について、「備蓄計画を策定したことで、今後、食物アレルギー対応食品等を含め、計画的に物資を備蓄することができるものと考えており、また、主食等について、全てアレルギー対応のものとするすることで、アレルギー対応のものそうでないものと分けて管理する必要がなくなり、管理が容易になるものと考えている。」としている。

図1 江津市備蓄計画（抜粋）

4. 備蓄品目

公的備蓄においては、災害発生から流通備蓄及び救援物資が到達するまでの間に、生命と身体の保護を図るために必要不可欠な食料・飲料水、生活必需品などを選定する。

(1) 食料及び飲料水

品目	選定方針
主食 ●加水等が不要な食料（レトルト食品、お粥など）	・生命維持に必要不可欠な飲料水の消費を抑制するため、加水及び調理が不要な食料に重点をおいて整備する。 ・特定原材料等 28 品目（※1）を含まないアレルギー対応のものとする。 ・幼児及び高齢者にも対応した咀嚼の容易なものとする。
副食 ●みそ汁、スープ類	・避難所では、画一的になりがちな食生活を避けるため、副食としてみそ汁やスープ類を整備する。 ・特定原材料等 28 品目（※1）を含まないアレルギー対応のものとする。
飲料水	・携行性や衛生を考慮し、1本 500 ml程度のものであるとする。 ・給水車等による応急給水体制の整備とあわせて調整を図る。
粉ミルク・液体ミルク	・乳幼児用。特定原材料のアレルゲン性を低減したものとする。

※1 特定原材料等 28 品目（【特定原材料】えび・かに・小麦・そば・卵・落花生（ピーナッツ）、【特定原材料に準ずるもの】アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン）

5. 備蓄目標数量

流通備蓄や広域応援による供給物資の到着には、発災後1～2日程度要するため、発災直後に不足する1日分は、公的備蓄（県・市）で補完することとしている。この公的備蓄のうち、食料については1人当たり1日3食、飲料水については1人あたり1日3ℓをベースに、市で0.5日分、県で0.5日分を確保する。

備蓄支給対象者数 3,975 人に供給する食料、飲料水及び生活必需品の備蓄目標を年代や性別を考慮して算定する。なお、算定に用いる人口割合については、次の表のとおりとする。

区 分	人口割合	備 考
1 歳以上	99.51%	加水等が不要な食料、食器類
0 歳（乳児）	0.49%	粉ミルク・液体ミルク、ほ乳瓶
0 歳～3 歳（乳幼児）	2.15%	紙おむつ（乳幼児用）
要介護度3以上	1.17%	紙おむつ（大人用）
10 歳～55 歳までの女性	20.61%	生理用品

※令和4年1月末現在の住民基本台帳及び要介護度3以上人口に基づき算定

（1）食料及び飲料水

主食においては、加水等が不要な食料を重点配備とし、アルファ化米については補完的な備蓄に留めることとする。粉ミルクについては、総数が少ないことから本市ですべてを調達することとする。

品 目	計算式等	備蓄目標数
加水等不要レトルト等	$3,975 \text{ 人} \times 99.51\% \times 3 \text{ 食} \times 0.5 \text{ 日分}$	5,934 食
みそ汁、スープ類	$3,975 \text{ 人} \times 99.51\% \times 3 \text{ 食} \times 0.5 \text{ 日分}$	5,934 食
飲料水（500 ml）	$3,975 \text{ 人} \times 6 \text{ 本（3ℓ）} \times 0.5 \text{ 日分}$	11,925 本
粉ミルク	$3,975 \text{ 人} \times 0.49\% \times 1 \text{ 缶}$	20 缶
液体ミルク	$3,975 \text{ 人} \times 0.49\% \times 8 \text{ 本（約 1,200 ml）}$	156 本

※小数点以下は切り上げ

6. 整備（調達）計画

本計画で備蓄することとした物品は、これまでの在庫を勘案し、不足分について概ね5年間で整備する。なお、整備にあたっては、島根県等と緊密に連携し、共同備蓄や広域応援による調達を行う方向性を検討するなど、可能な限り財政負担の少ない備蓄に努めることとする。

また、賞味（消費）期限がある備蓄物資について、当該期間まで1年未満となった物資については、可能な限り廃棄処分を避けるため、地域等で行われる防災訓練に活用することとする。

（1）食料及び飲料水

品 目	計画目標数量	整備年数	単年度購入数量
【加水等不要】 レトルト食品等	5,934 食	4年※1	1,486 食
みそ汁、スープ類	5,934 食	4年※1	1,486 食
飲料水（500 ml）	11,925 本	4年※1	2,982 本
粉ミルク・液体ミルク	20 缶	1年	20 缶

※小数点以下は切り上げ

※1 賞味（消費）期限まで1年未満のものを利活用処分とする考えから、整備年数を（5－1）年＝4年とする。

※2 賞味（消費）期限を1年以内とする。

（注） 赤枠は当局が付した。

事例7 岡山県総社市の取組

【取組の経緯、内容】

総社市では、平成30年7月豪雨災害の際、約84棟の住家が全壊するなど大きな被害が発生したため、65か所の避難所を開設し、一時最大で約8,500人が避難した。

総社市は、「この避難所では、被災者のために、食生活や健康管理の観点から、様々な種類の掲示物を掲示し、情報提供や注意喚起を行ったが、分かりにくいものとなってしまう、市として、伝えたい情報を的確に伝えることに苦労した。」としている。

この教訓を踏まえ、総社市は、令和元年度以降、岡山県備前保健所、総社市及び早島町の管理栄養士で構成する備前保健所管内市町健康増進・栄養改善業務推進会議において、避難所での食生活や健康管理に係る掲示物の内容について精査し、避難所には様々な配慮を要する者が避難することから、図1のとおり、糖尿病や腎臓病などの疾患を有する者への配慮事項について掲示するとともに、食物アレルギー疾患を有する者への配慮の観点からも、①食物アレルギー疾患があることを避難所の運営スタッフに申し出ること、②避難所で提供される食事を食べる前に自身で原材料を確認すること、について掲示することとしている。

総社市は、この取組について、「食物アレルギー疾患を有する避難者に対しては、食事の提供等に関して配慮が必要であり、避難者には避難所のスタッフ等に疾患があることを申し出てもらう必要がある。今後、災害発生時に、県、総社市及び早島町の管理栄養士が巡回する避難所に、食物アレルギー疾患についての掲示物を掲示することで、食物アレルギー疾患を有する者が、食物アレルギー疾患を有することを申し出やすくなるとともに、周囲の避難者についても、食物アレルギー疾患を有する者については、食事の提供に配慮が必要であることを知っていただく契機になるものと考えている。」としている。

図1 食物アレルギー疾患を有する者へ呼び掛ける掲示物等

糖尿病が気になる方へ

- 水やお茶は、こまめにとりましょう。
- 主食（ごはん等）は適量、食べすぎに注意しましょう。
- 野菜から食べるよう心がけましょう。
- ゆっくりよく噛んで食べましょう。
- 塩辛いものは、避けましょう。
- 間食は控えましょう。
- 軽い運動（散歩・足の屈伸）・体操を取り入れましょう。

※低血糖時は、砂糖・糖分を含む飴・ジュースを！

⇒配慮が必要な方は、
スタッフにご相談ください。



腎臓病が気になる方へ

- 主食（ごはん等）は適量、しっかり食べましょう。
- 塩辛いもの（加工食品・漬物・麺類の汁）は、控えましょう。
- 水やお茶は、摂取量に気をつけましょう。
- 主菜（肉・魚・卵・大豆製品・乳製品）は取り過ぎないようにしましょう。
- カリウム（生野菜・生果物・いも類・種実類）の過剰摂取を避けましょう。

⇒配慮が必要な方は、
スタッフにご相談ください。



減塩が必要な方へ

- 薬をお持ちの方は、きちんと内服しましょう。
- 野菜は、しっかり食べましょう。
- できるだけ、パンや麺より「ごはん」を選びましょう。
- みそ汁や麺類の汁は、全部飲まないようにしましょう。
- 塩辛いもの（インスタント食品・加工食品・漬物等）は、控えましょう。
- しょうゆ・ソース等の調味料は、注意しましょう。
- 菓子類・菓子パン・甘い飲料は避けましょう。

⇒配慮が必要な方は、
スタッフにご相談ください。



食物アレルギーをお持ちの方は
避難所スタッフにお伝えください。

- ◆アレルギー症状の出る食物、アレルギー症状、必要とされていること等お知らせください。
- ◆食べる前には原材料の確認をしてください。



(注) 赤枠は当局が付した。

第 3 ま と め

近年、中国地方では、夏場を中心に豪雨等の大規模災害が頻発しており、平成 30 年 7 月豪雨災害後も、令和元年、2 年及び 3 年と連続して大雨による被害が各地で発生し、それに伴い、避難所も相当数開設されている。

食物アレルギー疾患を有する者は、乳幼児が 5～10%、学童期以降が 1～3%と考えられており、食物アレルギー疾患を有する者が避難所に避難することも想定される。

地方公共団体は、災対法第 86 条の 6 に基づき、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めることとされており、内閣府や厚生労働省は、これまで、災害時の食物アレルギー疾患を有する者への対応に関し、地方公共団体に対し、指針等を策定し示すことや、参考情報を提供等することで支援している。

今回、当局で、中国地方 5 県・15 市町の防災部局及び食物アレルギー担当部局に対する調査を行った結果、平成 30 年 7 月豪雨災害などにおける教訓を踏まえ、食物アレルギー対応食品等の備蓄、備蓄状況の公開、食物アレルギー疾患を有する者の把握、相談窓口の設置等の取組を行っているのがみられた。

上記のとおり、食物アレルギー疾患を有する者は一定割合おり、今後災害が発生し、避難所を開設した際、食物アレルギー疾患を有する避難者への支援が必要となる場面も想定される。

そのため、今回の当局の調査結果を、内閣府及び厚生労働省の関連施策の推進や市町村における避難所運営にいかしていただくことにより、災害時の食物アレルギー疾患を有する者への配慮が進むことを期待する。

[参考]

平成 30 年 7 月豪雨災害における中国地方での行政相談委員及び
当局の連携による特別行政相談所などの開設状況

県名	市町名	開設日	開設場所
広島県	広島市（安佐北区）	8月 1日（水）	白木公民館
	尾道市	8月 2日（木）	尾道市役所因島総合支所
	東広島市	8月 6日（月）	東広島市役所黒瀬支所南館
	三原市	8月 8日（水）	久井保健福祉センター
	海田町	8月 9日（木）	海田町立図書館
	尾道市	8月 13日（月）	尾道市役所向島支所
	福山市	8月 17日（金）	福山市役所神辺支所
	三原市	8月 22日（水）	三原市役所本郷支所
	呉市	8月 27日（月）	安浦まちづくりセンター
	江田島市	8月 28日（火）	江田島市市民センター別館
	尾道市	9月 6日（木）	尾道市役所因島総合支所
	広島市（安佐北区）	9月 11日（火）	安佐北区役所高陽出張所
	呉市	9月 11日（火）	音戸まちづくりセンター
	三次市	9月 11日（火）	三次市役所吉舎支所
	海田町	9月 13日（木）	海田町立図書館
	東広島市	9月 20日（木）	東広島市役所志和出張所
	庄原市	9月 20日（木）	庄原市役所東城支所
	東広島市	9月 21日（金）	安芸津文化福祉センター
呉市	9月 25日（火）	安浦まちづくりセンター	
岡山県	総社市	8月 1日（水）	総社市図書館
	高梁市	8月 6日（月）	高梁市コミュニティプラザ
	真庭市	8月 10日（金）	真庭市北房振興局
	矢掛町	8月 17日（金）	矢掛町役場
	高梁市	8月 17日（金）	成羽文化センター
	倉敷市	8月 20日（月）	倉敷市役所
	岡山市（東区）	8月 21日（火）	岡山市立上道公民館
	倉敷市	9月 13日（木）	倉敷市保健所
山口県	岩国市	7月 12日（木）	岩国市役所
	周南市	7月 18日（水）	夜市市民センター
	周南市	7月 24日（火）	鶴いこいの里交流センター
	光市	7月 26日（木）	光市総合福祉センター
	岩国市	8月 2日（木）	周東川越公民館

(注) 行政相談だよりなどに基づき作成した。

食物アレルギー疾患を有する者及びその家族に対する災害時の支援に関する意識調査結果

1 調査の目的

食物アレルギー疾患を有する者及びその家族を対象として、食物アレルギー疾患に起因する避難への不安、食物アレルギー疾患を有する者への支援に関する市町村への要望等を把握すること

2 調査対象

食物アレルギー疾患を有する者（中国地方 5 県に所在するアレルギー患者団体会員（以前、会員であった者を含む）、病院のアレルギー科受診者）及びその家族

3 調査方法

中国地方 5 県に所在するアレルギー患者団体（会員）や病院（アレルギー科受診者）に対し、WEB上の回答フォームのURLを案内し、スマートフォン又はパソコン上での回答を依頼

4 調査期間（WEB回答フォーム開設期間）

令和 4 年 7 月 21 日～9 月 26 日

5 回答数

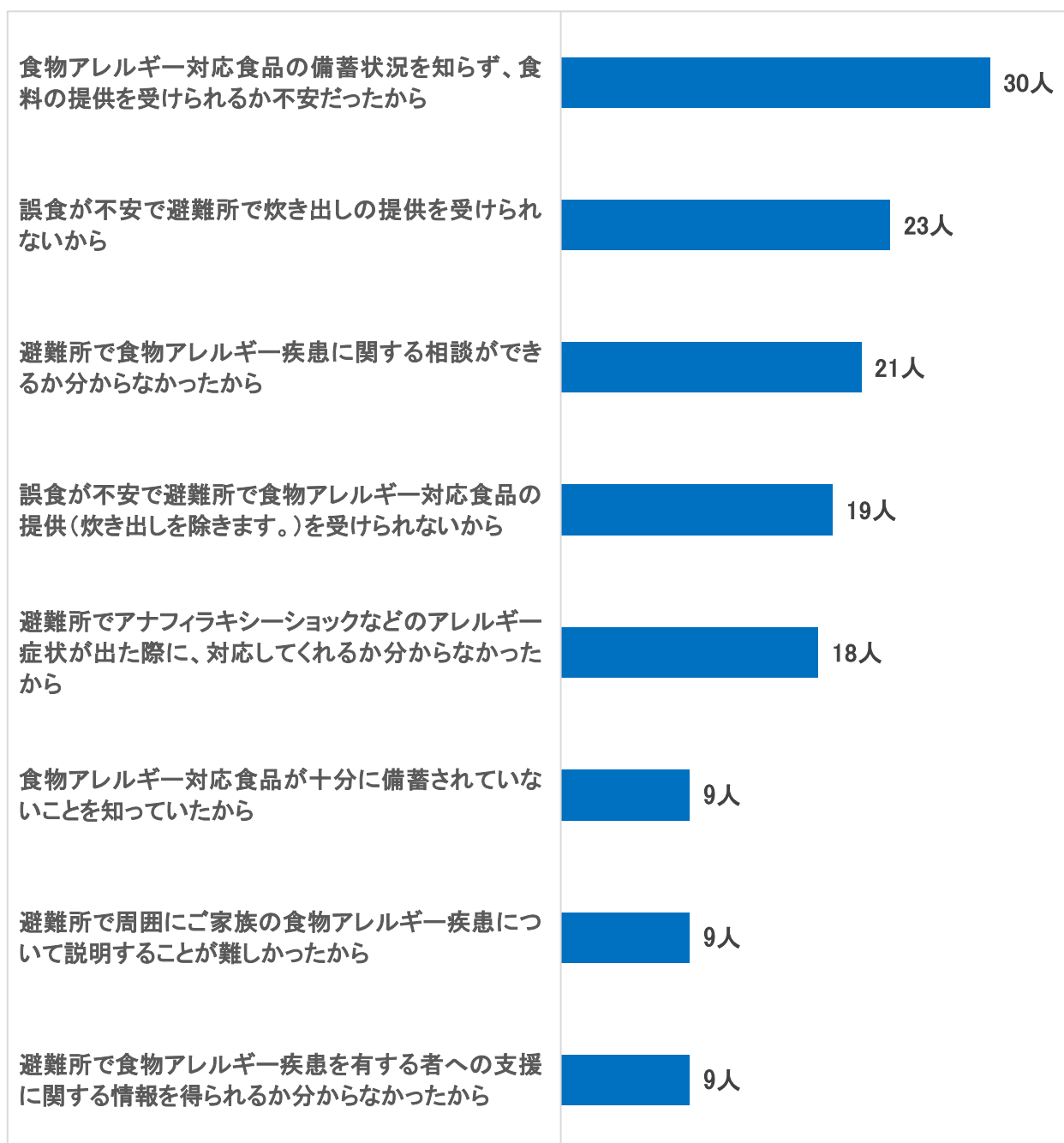
計 106 人

（注） N（人）は、質問に対する回答者数である。M. T.（Multiple Total の略）は、複数回答の質問において、回答数の合計を回答者数（N）で割った比率である。

調査結果-1 災害時、避難所に避難しなかった理由

回答者全体(106人)のうち、平成30年7月豪雨災害、令和3年7月大雨、3年8月大雨の際に、避難指示等が発令された市町村に住んでいた者は71人。71人のうち、避難所に避難しなかった者は68人(95.8%)

避難しなかった理由は、「食物アレルギー対応食品の備蓄状況を知らず、食料の提供を受けられるか不安だったから」が30人と最多。次いで、「誤食が不安で避難所で炊き出しの提供を受けられないから」が23人(※複数回答可)

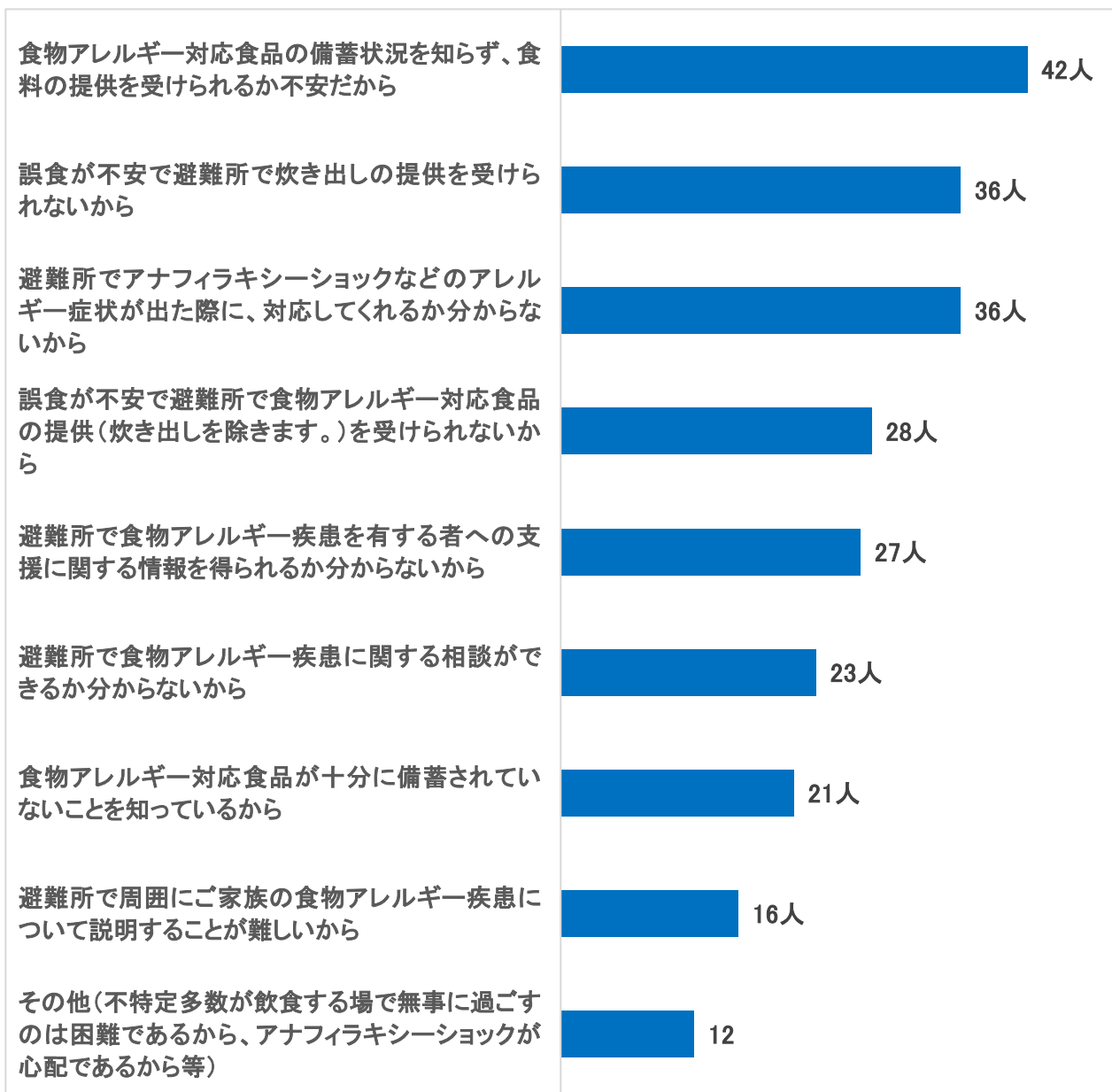


N=68、M. T. =202.9%

調査結果-2 避難所に避難しない・避難するか迷っている理由

回答者全体(106人)に「災害発生時、市町村が開設する避難所に避難するか」を質問した結果、「避難する」が36人(34.0%)、「避難しない」が10人(9.4%)、「避難するか迷っている」が60人(56.6%)

「避難しない」10人及び「避難するか迷っている」60人の計70人にその理由を質問した結果、「食物アレルギー対応食品の備蓄状況を知らず、食料の提供を受けられるか不安だから」が42人と最多。次いで、「誤食が不安で避難所で炊き出しの提供を受けられないから」、「避難所でアナフィラキシーショックなどのアレルギー症状が出た際に、対応してくれるか分からないから」が各36人(※複数回答可)

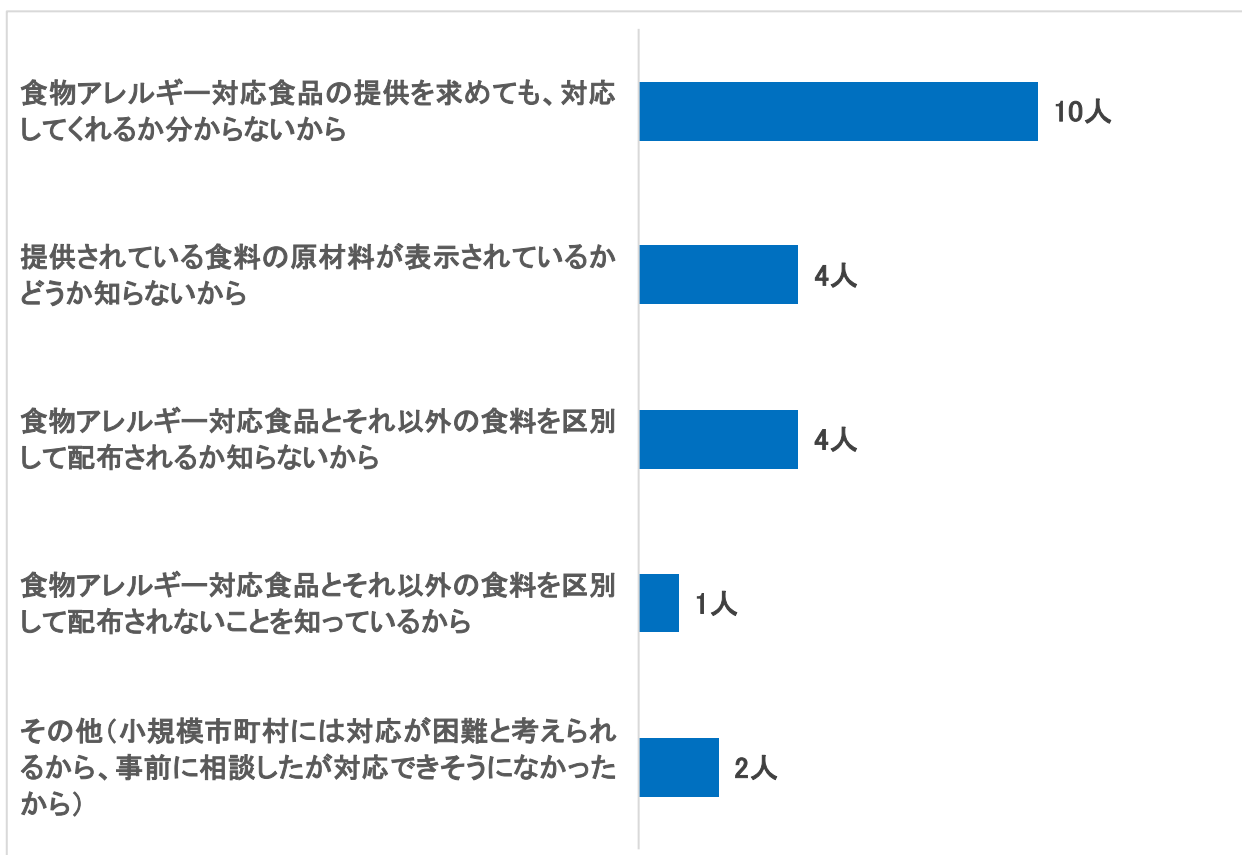


N=70、M. T. =344.3%

調査結果-3 避難所で食料の提供を受けたいが実際は受けられないと思う理由

災害発生時、避難所に「避難する」と回答した 36 人に「避難所で食料の提供（炊き出しを除きます。）を受けたいと思うか」を質問した結果、21 人が「食料の提供を受けたいが、実際は受けられないと思う」と回答

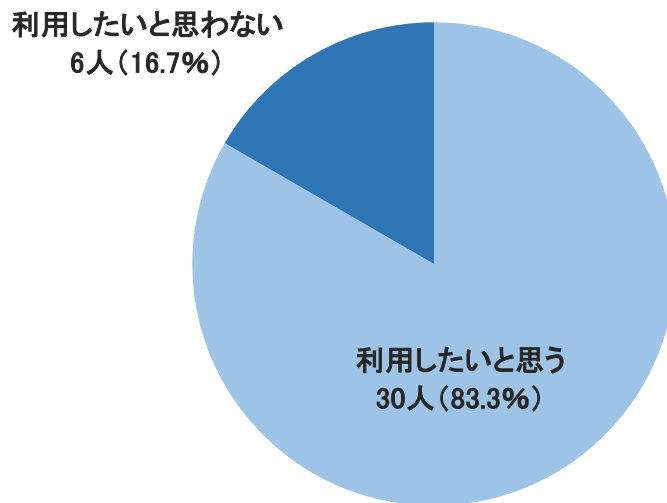
その理由は、「食物アレルギー対応食品の提供を求めても、対応してくれるか分からないから」が 10 人と最多。次いで、「提供されている食料の原材料が表示されているかどうか知らないから」、「食物アレルギー対応食品とそれ以外の食料を区別して配布されるか知らないから」が各 4 人



N=21

調査結果-4 避難所でのビブス等の利用希望

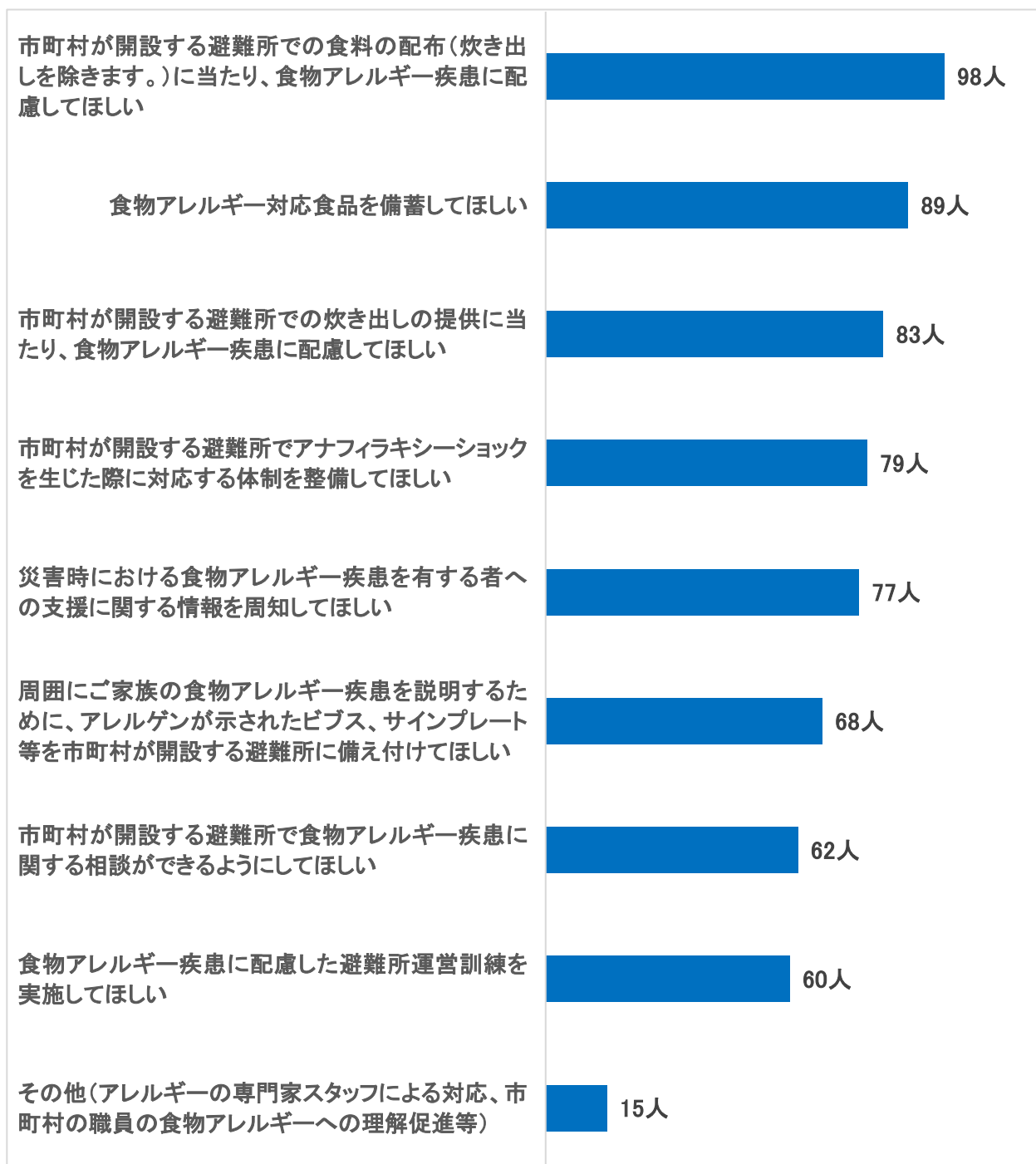
災害発生時、避難所に「避難する」と回答した 36 人に「避難所でアレルギーが示されたビブスやサインプレート等を利用したいか」を質問した結果、「利用したいと思う」が 30 人 (83.3%) と 8 割以上を占めた。



N=36

調査結果-5 市町村への要望(全般)

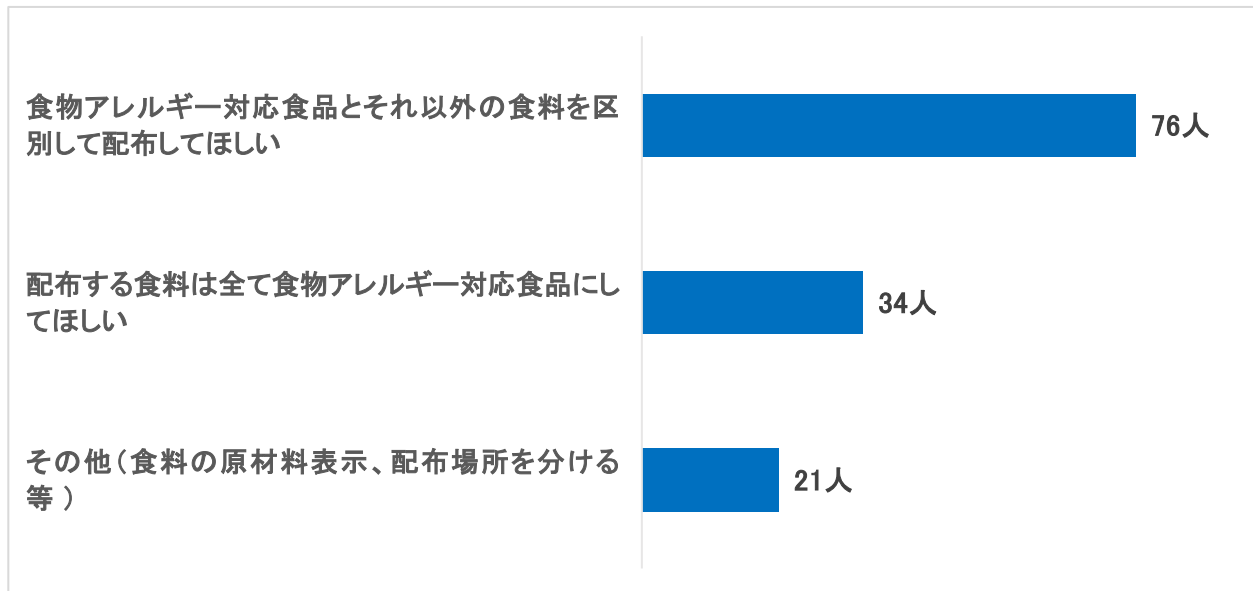
回答者全体(106人)に「災害時の避難所における食物アレルギー疾患を有する者への支援に関して、市町村に要望するもの」を質問した結果、「市町村が開設する避難所での食料の配布(炊き出しを除きます。)に当たり、食物アレルギー疾患に配慮してほしい」が98人と最多。次いで、「食物アレルギー対応食品を備蓄してほしい」が89人(※複数回答可)



N=106、M.T.=595.3%

調査結果-6 市町村への要望(食料の配布)

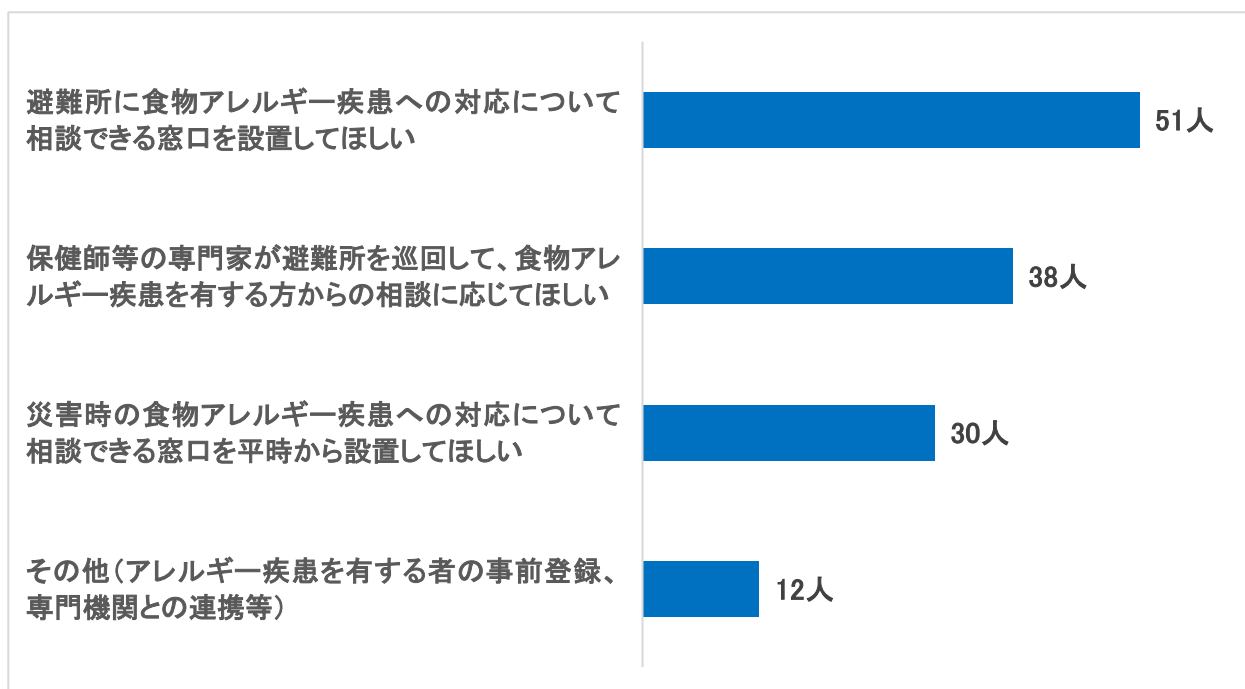
調査結果-5 で「市町村が開設する避難所での食料の配布(炊き出しを除きます。)に当たり、食物アレルギー疾患に配慮してほしい」と回答した 98 人に「どのような配慮を希望するか」を質問。その結果、「食物アレルギー対応食品とそれ以外の食料を区別して配布してほしい」が 76 人と最多(※複数回答可)



N=98、M. T. =133.7%

調査結果-7 市町村への要望(相談への配慮)

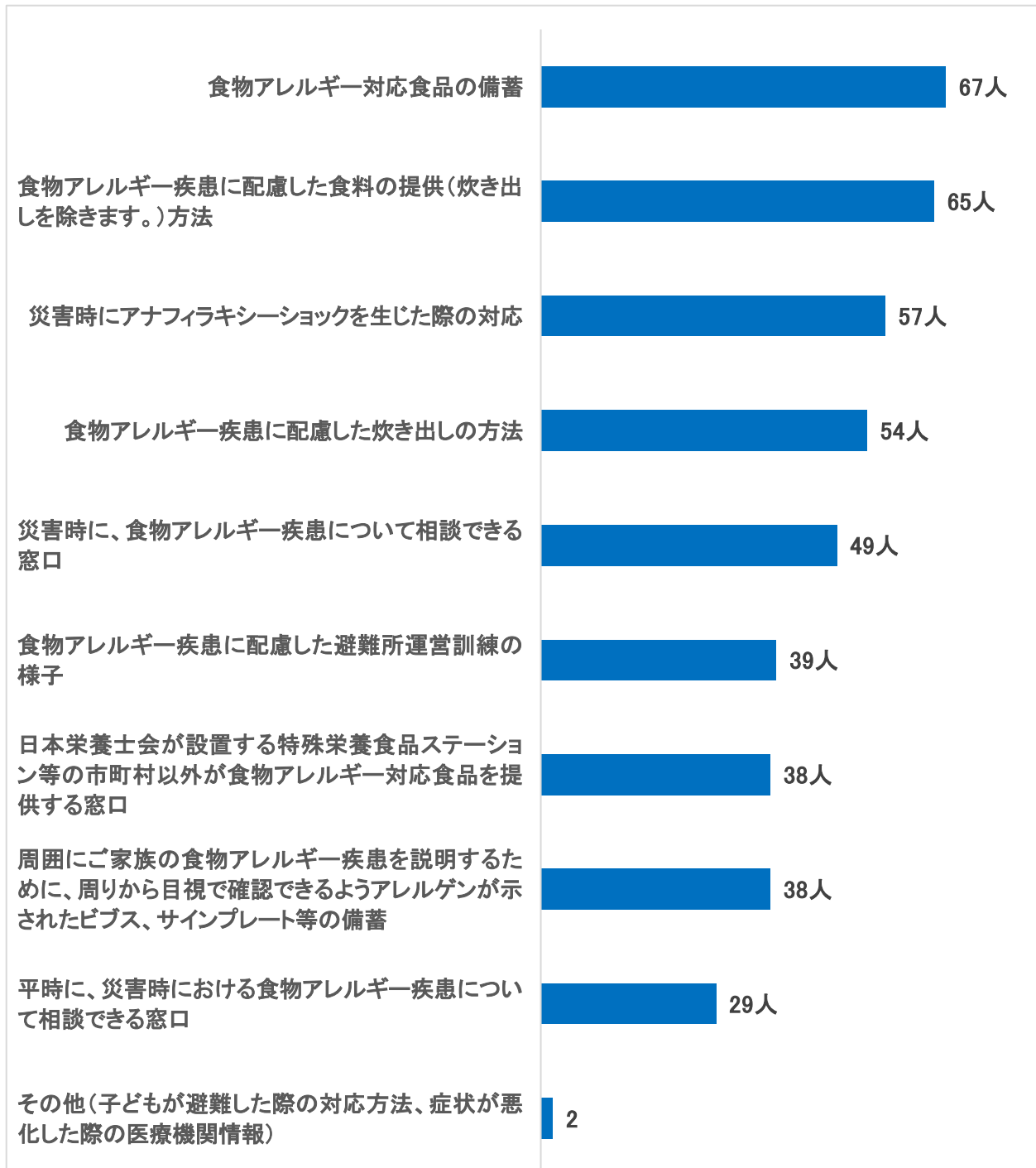
調査結果-5 で「市町村が開設する避難所で食物アレルギー疾患に関する相談ができるようにしてほしい」と回答した 62 人に「避難所で食物アレルギー疾患に関する相談ができるよう、市町村にどのような配慮を要望するか」を質問。その結果、「避難所に食物アレルギー疾患への対応について相談できる窓口を設置してほしい」が 51 人と最多(※複数回答可)



N=62、M. T. =211.3%

調査結果-8 市町村への要望(周知してほしい情報)

調査結果-5 で「災害時における食物アレルギー疾患を有する者への支援に関する情報を周知してほしい」と回答した 77 人に「知りたい情報は何か」を質問。その結果、「食物アレルギー対応食品の備蓄」が 67 人と最多。次いで、「食物アレルギー疾患に配慮した食料の提供(炊き出しを除きます。)方法」が 65 人(※複数回答可)



N=77、M. T. =568. 8%